

## 昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号

大気汚染防止法施行規則  
大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)に基づき、及び同法を実施するため、大気汚防施工法施行規則(昭和四十三年厚生省・通商産業省令第二号)の全部を改正する省令を次のよう定める。

## (用語)

この省令で使用する用語は、大気汚染防

止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)及び大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

**第一条** この省令で使用する用語は、大気汚染防

止法(昭和四十三年法律第九十七号。以下「法」という。)及び大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。

**第二条** 令別表第一の二三の項の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、日本産業規格B八二〇一及びB八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。

**第三条** 法第三条第一項の規定によるいおう酸化物の排出基準は、次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

(この式において、 $q$ 、 $K$ 及び $H_e$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。)

$q$  いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$K$  法第三条第二項第一号の政令で定める地域ごとに別表第一の下欄に掲げる値

$H_e$  次項に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

さの補正是、次の算式によるものとする。

$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$

$H_m = 0.795 (Q \cdot V) / (1 + 2.58/V)$

$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 28)$

$Q = (2.301 \times g J + (1/J) - 1) / (1/(Q \cdot V) - (1460 - 296) \times (V/(T - 288)) + 1)$

(これらの式においては、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表わすものとする。 $H_e$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

する。 $H_o$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

H。 排出口の実高さ(単位 メートル)  
Q 温度十五度における排出ガス量(單位 立方メートル毎秒)  
V 排出ガスの排出速度(單位 メートル毎秒)

**第四条** 法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス(立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

一 令第一号から第四号までに掲げる有害物質零度(特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が

一排出ガス(立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

二 害物質別表第三の第二欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第四欄に掲げる有害物質の量(水銀排出施設に係る基準)

三 一令第一号から第四号までに掲げる有害物質零度(特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が

一排出ガス(立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の種類ごとにそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

二 害物質別表第三の第二欄に掲げる有害物質の種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量(水銀排出施設に係る基準)

三 一令第一号から第四号までに掲げる有害物質零度(特定有害物質を除く。)の排出基準は、温度が

当該年間日数に年間総有効測定日数を年間総日数で除して得た数値を乗じて補正した日数とすること。

四 大気中における量の年間平均値の算定は、ハイポリウムエアサンプラー又はローポリウムエアサンプラーを用いる場合にあつては原則として一回当たり大気を連続して二十四時間以上吸引して行なう測定を月一回以上行なつて得た測定値の、光散乱法による測定器を用いる場合にあつては総有効測定時間(当該

総有効測定時間数が六千時間以上である場合に限る。)の測定値の算術平均によること。

法第三条第三項の規定の適用に当たつては、原則として、二測定点において二年間測定するものとする。

法第三条第三項の規定の適用に当たつては、原則として、二測定点において二年間測定するものとする。

前二項の換算は、原料及び燃料の種類ごとに環境大臣が定めるところによる。

**第七条の三** 硫黄酸化物に係る総量規制基準は、次の各号のいずれかに掲げる硫黄酸化物の量として定めるものとする。

一 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばいじん発生施設において使用される原料又は燃料の量の増加に応じて、排出ガス(立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の量が増加し、かつ使用される原料又は燃料の量の増加一単位当たりの排出が許容される硫黄酸化物の量により算出したいおう酸化物の量とする。

二 別表第四第一号、第五号、第九号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる区域(特別排出基準)

三 一 別表第四第三号、第八号、第十号、第十四号、第十六号、第十七号、第十八号及び第二十六号に掲げる区域(一・七五)

四 一 別表第四第一号、第二号、第六号、第七号、第十二号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号に掲げる区域(二・三四)

五 別表第五に掲げる区域に係る法第三条第三項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス(立方メートルにつき、別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げるばいじんの規模ごとに同表の第五欄に掲げるばいじんの量とする。

六 別表第五に掲げる区域に係る法第三条第三項の算定は、いおう酸化物については第一号から第三号まで、ばいじんについては第四号に掲げるところによる。

一 時間値の測定は、いおう酸化物測定器の一時間値の測定は、いおう酸化物測定器を用いて、大気を連續して一時間吸引して行なうこと。

二 有効測定時間(該総有効測定時間数が二十時間以上である場合に限る。)の測定値の算

術平均によること。

三 年間を通じて毎日連続して測定が行なわれなかつた場合(年間の総有効測定日数が二百五十日以上である場合に限る。)における令

第六条第一項第一号に規定する年間日数は、省令で定める基準は、工場又は事業場に設置されているすべての窒素酸化物に係るばいじん発生施設において使用される原料及び燃料の量をばいじん発生施設の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案して重油の量に換算したものが一律にキロリットル以上一〇キロリットル以下の範囲内であることとする。

二 窒素酸化物に係る法第五条の二第一項の環境省令で定める基準は、工場又は事業場に設置されているすべての窒素酸化物に係るばいじん発生施設において使用される原料及び燃料の量をばいじん発生施設の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案して重油の量に換算したものが一律にキロリットル以上一〇キロリットル以下の範囲内であることとする。

三 前二項の換算は、原料及び燃料の種類ごとに環境大臣が定めるところによる。

**第七条の三** 硫黄酸化物に係る総量規制基準は、次の各号のいずれかに掲げる硫黄酸化物の量として定めるものとする。

一 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばいじん発生施設において使用される原料又は燃料の量の増加に応じて、排出ガス(立方メートルにつき、次の各号に掲げる有害物質の量が増加し、かつ使用される原料又は燃料の量の増加一単位当たりの排出が許容される硫黄酸化物の量により算出したいおう酸化物の量とする。

二 別表第四第一号、第五号、第九号、第十一号、第十三号及び第十五号に掲げる区域(特別排出基準)

三 一 別表第四第三号、第八号、第十号、第十四号、第十六号、第十七号、第十八号及び第二十六号に掲げる区域(一・七五)

四 一 别表第四第一号、第二号、第六号、第七号、第十二号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十七号及び第二十八号に掲げる区域(二・三四)

五 別表第五に掲げる区域に係る法第三条第三項の規定によるばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス(立方メートルにつき、別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げるばいじんの規模ごとに同表の第五欄に掲げるばいじんの量とする。

六 別表第五に掲げる区域に係る法第三条第三項の算定は、いおう酸化物については第一号から第三号まで、ばいじんについては第四号に掲げるところによる。

一 時間値の測定は、いおう酸化物測定器の一時間値の測定は、いおう酸化物測定器を用いて、大気を連續して一時間吸引して行なうこと。

二 有効測定時間(該総有効測定時間数が二十時間以上である場合に限る。)の測定値の算

術平均によること。

三 年間を通じて毎日連続して測定が行なわれなかつた場合(年間の総有効測定日数が二百五十日以上である場合に限る。)における令

第六条第一項第一号に規定する年間日数は、省令で定める基準は、工場又は事業場に設置されているすべての窒素酸化物に係るばいじん発生施設において使用される原料及び燃料の量をばいじん発生施設の種類に応じた窒素酸化物の排出特性等を勘案して重油の量に換算したものが一律にキロリットル以上一〇キロリットル以下の範囲内であることとする。

一  $Q = a \cdot W_b$

(この式において、 $Q$ 、 $W$ 、 $a$ 及び $b$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

W 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（単位前条第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時）

a 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

b ○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数

$Q = (C_m / C_m^o) \cdot Q_o$

(一)の式において、 $Q$ 、 $Q_o$ 、 $C_m$ 及び $C_m^o$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q 排出が許容される硫黄酸化物の量（單位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

Q○ 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の量（單位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

C m 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）。ただし、前項第二号ただし書の規定により特別の値を用いて算定する場合にあつては、当該三以上の特定工場等に係る $C_m$ は、その合計が都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度の一・五倍を超える二倍を超えないよう定めるものとする。

C m o  $Q_o$ に係る最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）

規制基準は、硫黄酸化物に係る同条第一項の総量規制基準を第一項第一号により定める場合にあつては第一号に掲げる算式を、同項第二号により定める場合にあつては第二号に掲げる算式を、それぞれ基本とした算式により定めるものとする。

$C_m = W_b + r \cdot a \cdot ((W + W_i)^{-b} - 1)$

(この式において、 $Q$ 、 $W$ 、 $W_i$ 、 $a$ 、 $b$ 及び $r$ は、それぞれ次の値を表すものとする。)

$Q$  排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$W$  特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（ $W_i$ を除く。）（単位 前条第三項に定めるところによる換算により重油の量による換算したキロリットル毎時）

$W_i$  特定工場等に都道府県知事が定める日後に設置されるすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量（単位 前条第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時）

$a$  削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数（前項第一号の式において用いられる $a$ と同じ値とする。）

$b$  ○・〇八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数（前項第一号の式において用いられる $b$ と同じ値とする。）

$r$  ○・三以上〇・七以下の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数

$Q = r \cdot (C_m / C_{m-i}) \cdot Q_i$

ただし、新たに硫黄酸化物に係るばい煙発生施設が設置された特定工場等（硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の設置又は構造等の変更により新たに特定工場等となつたものを含む。）については、次の式によるものとする。

$Q = (C_m / (C_{m0} + C_{mi})) \cdot (Q_{o+} Q_i)$

（これらの式において、 $Q$ 、 $Q_i$ 、 $Q_o$ 、 $C_m$ 、 $C_{m-i}$ 、 $C_{m0}$ 及び $r$ は、それぞれ次の値を表すものとする。）

$Q$  排出が許容される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

$Q_i$  特定工場等に都道府県知事が定める日後に設置されるすべての硫黄酸化物に

Q<sub>o</sub> 特定工場等に設置されているすべての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

C<sub>m</sub> 削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度（単位 体積百万分率）（前項第一号の式において用いられる定の値として定められたC<sub>m</sub>と同じ値とする）。ただし、第一項第二号ただし書の規定により特別の値を用いて算定する場合にあつては、当該三以上の特定工場等に係るC<sub>m</sub>は、その合計が都道府県知事が定める一定の最大重合地上濃度の一・五倍を超える二倍を超えないように定めるものとする。

C<sub>m</sub>○ Q<sub>i</sub> に係る最大重合地上濃度（單位 体積百万分率）（ただし、ただし書の式中のC<sub>m</sub>○は、Q<sub>i</sub>に係る当該特定工場等の設置の状況の推移等を勘案して定める定数）

都道府県知事は、第一項の規定により難いときは、環境大臣が別に定めるところにより、硫黄酸化物に係る総量規制基準を定めることができること。

第七条の四 窒素酸化物に係る総量規制基準は、次の各号のいずれかに掲げる窒素酸化物の量として定めるものとする。

一 特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料又は燃料の量の増加に応じて、排出が許容される窒素酸化物の量が増加し、かつ、使用される原料又は燃料の量の増加一単位当たりの排出が許容される窒素酸化物の量の增加分がい減するよう算定される窒素酸化物の量

二 特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設の排出ガス量に

2  
 ばい煙発生施設の種類ごとに定める施設係数を乗じて得た量の合計量について、指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況等を勘案して合理的に計算して得られた量に削減定数を乗じて算定される窒素酸化物の量  
 窒素酸化物に係る法第五条の二第一項の総量規制基準は、前項第一号に掲げる窒素酸化物の量として定める場合にあつては第二号に掲げる算式を、それぞれ基本とした算式により定めるものとする。

一  $Q = a \cdot W_b$

(この式において、 $Q$ 、 $a$ 、 $W$ 、 $b$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q$  排出が許容される窒素酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$W$  特定工場等に設置されているすべての窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料及び燃料の量(単位 第七条の二第三項に定めるところによる換算により重油の量に換算したキロリットル毎時)

$a$  削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める定数

$b$  ○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特定工場等の規模別の分布の状況及び原料又は燃料の使用の実態等を勘案して定める定数)

二  $Q = a (C \cdot V)^{1/2}$

(この式において、 $Q$ 、 $C$ 、 $V$ 、 $a$ 及び $1/2$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q$  排出が許容される窒素酸化物の量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$C$  窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに都道府県知事が定める施設係数

V 特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量(単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した万立方メートル毎時)

$a$  削減目標量が達成されるように都道府県知事が定める削減定数

1 ○・八〇以上一・〇未満の範囲内で、都道府県知事が当該指定地域における特



<p>五 特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の付近の状況</p> <p>六 法第十八条の十二の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び当該測定場所を選定した理由</p> <p><b>第十条の三</b> 削除 (特定粉じん排出等作業の実施の届出)</p>
<p><b>第十条の四</b> 法第十八条の十七第一項及び第二項の規定による届出は、様式第三の五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>法第十八条の十七第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</p> <p>二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要</p> <p>三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所</p> <p>(水銀排出施設の設置等の届出)</p>
<p><b>第十条の五</b> 法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定による届出は、様式第三の六による届出書によつてしなければならない。</p> <p>法第十八条の二十八第二項(第十八条の二十第一項及び第十八条の三十二項において準用する場合を含む)の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 水銀等の排出の方法</p> <p>二 水銀排出施設及び水銀等の処理施設の設置場所</p> <p>三 水銀等の排出及び水銀等の処理に係る操業の系統の概要</p> <p>四 緊急連絡用の電話番号その他の緊急時における連絡方法</p> <p>五 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられる場合、その場所</p>
<p>三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市長は、法第十八条の二十八第一項、第十八条の二十九第一項又は第十八条の三十第一項の規定に基づき届け出る者が、当該届出に係る水銀排出施設について、法第六条第一項、第七条第一項又は第八条第一項に基づき届け出ている場合は、前項第一号から第五号までに掲げる事項を記載した書類</p>

<p>二 第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。</p> <p>(承継の届出)</p>
<p><b>第十二条</b> 法第十二条第三項(法第十七条の十三第二項、第十八条の十三第二項及び第十八条の三十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p><b>第十三条</b> 削除 (光ディスクの構造)</p>
<p><b>第十三条の三</b> 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならぬ。</p> <p>一 日本産業規格X〇六〇六及びX六二八二又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一一及びX六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p>(燃料の種類)</p>
<p><b>第十四条</b> 法第十五条第三項及び第十五条の二第二項の環境省令で定める燃料の種類は、重油その他の石油系の燃料とする。</p>
<p><b>第十五条</b> 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度である場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>二 令別表第一又は別表第三の三の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>三 二以上の特定粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されている場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>四 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>五 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p>

<p>六 第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p><b>第十三条の三</b> 削除 (光ディスクの構造)</p>
<p><b>第十四条</b> 法第十五条第三項及び第十五条の二第二項の環境省令で定める燃料の種類は、重油その他の石油系の燃料とする。</p>
<p><b>第十五条</b> 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度である場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>二 令別表第一又は別表第三の三の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>三 二以上の特定粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されている場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>四 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>五 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p>
<p>六 第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p>

<p>七 第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p> <p><b>第十三条の三</b> 削除 (光ディスクの構造)</p>
<p><b>第十四条</b> 法第十五条第三項及び第十五条の二第二項の環境省令で定める燃料の種類は、重油その他の石油系の燃料とする。</p>
<p><b>第十五条</b> 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定は、法第三条第一項若しくは第三項の排出基準又は法第五条の二第一項若しくは第三項の総量規制基準が定められたばい煙を対象とし、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度である場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>二 令別表第一又は別表第三の三の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>三 二以上の特定粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されている場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>四 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p> <p>五 二以上の特定粉じん排出等作業についての法の規定による届出は、当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の建物等について行われる場合又は当該二以上の特定粉じん排出等作業が同一の工場若しくは事業場において行われる場合に限り、一の届出書によつて届出をすることができる。</p>
<p>六 第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第五による届出書に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク</p>



二 平成十八年九月一日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成二十四年三月一日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に係る前号に規定する調査（前号ただし書に規定する場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができる。

三 第一号に規定する調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。

（解体等工事に係る説明の時期）

**第十六条の六** 法第十八条の十五第一項の規定による説明は、解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から十四日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の十四日前までに）行うものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合にあつては、速やかに行うものとする。

（解体等工事に係る説明の事項）

**第十六条の七** 法第十八条の十五第一項第四号の環境省令で定める事項は、次とのおりとする。

一 法第十八条の十五第一項又は第四項の規定による調査（以下「事前調査」という。）を終了した年月日

二 事前調査の方法

三 第十六条の五第二号に規定する調査を行つたときは、当該調査を行つた者の氏名及び当

（解体等工事に係る掲示の事項）

**第十六条の九** 法第十八条の十五第五項の規定による掲示は、長さ四十二・〇センチメートル幅二十九・七センチメートル以上又は長さ二十九・七センチメートル、幅四十二・〇センチメートル以上の掲示板を設けることにより行つものとする。

（解体等工事に係る掲示の事項）

**第十六条の十** 法第十八条の十五第五項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 第十六条の七第一号及び第二号に掲げる事項

三 解体等工事が特定工事に該当する場合は特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類

（解体等工事に係る調査の結果の報告）

**第十六条の十一** 法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一 建築物を解体する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの

二 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が五万円以上であるもの

三 工作物（特定建築材料が使用されているものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であつて、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

法第十八条の十五第六項の規定による報酬は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいづれかに該当する場合にあつては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の七第三号及びに第十六条の八第一項第六号及び第九号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一 解体等工事の発注者及び元請業者又は自ら施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 第十六条の七第一号及び第三号並びに第十一号、第六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項

三 解体等工事の実施の期間  
四 解体等工事が前項第一号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計

五 解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額

六 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

七 前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第三号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合には、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要を一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。

八 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期

九 建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負つたものとみなして、第一項の規定を適用する。

法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によつて行うことをもつてこれに代えることができる。  
(下請負人に対する説明の事項)

第十六条の十二 法第十八条の十六第三項に規定する環境省令で定める事項は、第十条の四第二項第二号及び第十六条の四第一号ハからホまでに掲げる事項とする。

（集じん・排気装置）

第十六条の十三 法第十八条の十九第一号ロの環境省令で定める集じん・排気装置は、日本産業規格Zハ一二二に定めるHEPAフィルタを付いたものとする。



2	法第二十二条第三項の環境省令で定める放射性物質は、大気中の放射性物質とする。 (緊急時)
2	法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。
2	前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令とする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。
3	前項ただし書の方法により命令する場合については、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。
4	前二項の規定は、第一項の命令が緊急時の措置をとるべき期限を明示せざりに行われた場合における当該命令の解除について準用する。

2	法第二十四条第一項の規定により環境大臣が都道府県知事が行う大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2	法第二十四条第二項の規定により環境大臣が行う放射性物質による大気の汚染の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
2	法第二十六条第一項及び第二十八条第一項に規定する環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。ただし、法第二十六条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行うことを妨げない。
2	法第三十一条第二項の環境省令で定める事項は、都道府県知事が指定ばい煙総量削減計画及び総量規制基準を定め、又は変更する場合に必要な次の各号に掲げる事項とする。
2	法第六条、第七条、第八条、第十二条及び二十二条第三項の規定による届出の内容
3	指定ばい煙による大気の汚染の状況
3	附 則

1	この省令は、大気汚染防止の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十四号)の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。
1	この省令は、大気汚染防止の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百三十四号)の施行の日(昭和四十六年六月二十四日)から施行する。
2	この省令の施行の際現にばい煙排出施設を設置している者であつて、有害物質(塩素及び塩化水素を除く。)を大気中に排出するものに対する第五条の規定は、法第十三条第一項及び第十四条第一項に係る場合にあつては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで適用しない。
2	この省令の施行の際現にばい煙排出施設を設置している者であつて、有害物質(塩素及び塩化水素を除く。)を大気中に排出するものに対する第五条の規定は、法第十三条第一項及び第十四条第一項に係る場合にあつては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで適用しない。
3	指定ばい煙による大気の汚染の状況
3	附 則

1	この府令は、昭和四十七年一月五日から施行する。
1	令 第五九号
2	この省令の施行の際現にばい煙排出施設を設置している者であつて、有害物質(塩素及び塩化水素を除く。)を大気中に排出するものに対する第五条の規定は、法第十三条第一項及び第十四条第一項に係る場合にあつては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで適用しない。
2	この省令の施行の際現にばい煙排出施設を設置している者であつて、有害物質(塩素及び塩化水素を除く。)を大気中に排出するものに対する第五条の規定は、法第十三条第一項及び第十四条第一項に係る場合にあつては、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日まで適用しない。
3	指定ばい煙による大気の汚染の状況
3	附 則

5 改正前の第七条第一項の規定は、改正前の別表第四に掲げる地域における前項のばい煙発生施設については、なおその効力を有する。

6 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (昭和四八年八月二日総理府令第**

1 この府令は、昭和四十八年八月十日から施行する。

2 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の一の項から五の項までの下欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、附則第四項に規定する施設を除く。）については、改正後の第五条の規定は、適用しない。

3 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の六の項の中欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含む。）については、改正後の第五条の規定は、昭和五十一年六月三十日までは適用しない。

4 この府令の施行の際現に設置されている別表第三の二の六の項に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含む。）については、改正後の第五条の規定は、昭和五十年六月三十日までは適用しない。

5 前項に規定する施設に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の第五条の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス（立方メートルにつき、附別表中の欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げる窒素酸化物の量とし、昭和五十年七月一日から適用する。

6 令別表第一の一の項に掲げるボイラ（排出ガス量（温度センチメートルが零度であつて、圧力が一気圧のものに限る。以下この表において同じ。）のうちガスを専焼させるもの）が一〇万立方メートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）のうち石炭（一千キロセンチメートル）が七五〇立方

キロカロリー以下のものに限る。）を燃焼させるもの

7 令別表第一の一の項に掲げるボイラのうち固体燃料を燃焼させるもの（前項に掲げるトルボイラーのうち原油タールをセントチメー

ト燃烧させるもの（前項に掲げるトルボイラーのうち原油タールをセントチメー

3 沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する総理府令（昭和四十七年総理府令第三十一号。以下「特別措置府令」という。）第二条第一項の規定によりK値が当分の間沖縄の大気汚染防止法施行規則（千九百七十二年規則第三十五号）で定められている数値とされる地域に係るK値は、特別措置府令第二条第一項の規定にかかわらず、当該数値とされる場合にあつては、一七・五より小さくない場合には、一七・五とする。

4 改正後の第七条第一項の規定は、法第十一条第一項の規定によりばい煙発生施設を設置してはならないこととされている期間（同条第二項の規定に基づき期間が短縮された場合にあつては、その期間）の末日の翌日（法第二十七条第二項により、法第十一条第一項に相当する電気事業法（昭和三十九年法律第二百七十号）又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）の規定によることとされた場合にあつては、工事計画が認可された日）がこの府令の施行の日前であるばい煙発生施設については、適用しない。

5 改正前の第七条第一項の規定は、改正前の別表第四に掲げる地域における前項のばい煙発生施設については、なおその効力を有する。

6 前項又は大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和四十六年総理府令第五十九号。以下「改正府令」という。）附則第五項の規定により前項又は改正府令附則第五項に規定するばい煙発生施設に適用されるいおう酸化物の排出基準に係るK値が、改正後の別表第一の下欄に掲げる窒素酸化物の量について準用する。この場合において、同表の備考1中「二の項及び五の項」とあるのは、「二の項、三の項及び七の項」と、「三の項」とあるのは、「四の項及び五の項」と、「四の項」とあるのは、「六の項」とそれぞれ読み替えるものとする。

**附 則 (昭和四九年三月二六日総理府令**

1 この府令は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 大気汚染防止法施行規則附則（以下「附則」という。）第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値（以下「K値」といいう。）が当分の間地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされている地域に係るK値は、附則第二項の規定にかかわらず、当該数値が改正後の別表第一の下欄に掲げる当該地域に係る数値より小さくない場合には、それぞれ当該下欄に掲げる数値とする。

3 この府令は、昭和五十年四月十五日から施行する。

4 大気汚染防止法施行規則附則（以下「附則」という。）第二項の規定により第三条第一項に

3 沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する総理府令（昭和四十六年総理府令第五十九号。以下「四十六年改正府令」という。）附則第五項又は大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和四九年総理府令第十号。以下「四十九年改正府令」という。）附則第六項の規定により四十六年改正府令附則第五項又は四九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設が設置される場合にあつては、当該ばい煙発生施設に適用されるK値が、改正後の別表第一の下欄に掲げる当該ばい煙発生施設が設置される区域に係る施設に適用される硫黄酸化物の排出基準に係るK値が、改正後の別表第一の下欄に掲げる硫黄酸化物の排出基準は、四十九年改正府令附則第五項又は四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設が設置される場合においては、当該ばい煙発生施設に適用されるK値が、改正後の別表第一の下欄に掲げる当該ばい煙発生施設が設置される区域に係る施設に適用される硫黄酸化物の排出基準は、四十六年改正府令附則第五項又は四九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設が設置される場合にあつては、当該ばい煙発生施設ごとに当該各号に掲げる日までは適用せず、なお従前の例による。

4 この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十三条第一項に係る場合にあつては、次の各号に掲げる施設ごとに当該各号に掲げる日までは適用せず、なお従前の例による。

5 この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十三条第一項に係る場合にあつては、次の各号に掲げる施設ごとに当該各号に掲げる日までは適用せず、なお従前の例による。

6 第三百二十九号。以下「令」という。別表第一に掲げる施設（次号から第四号までに掲げる施設を除く。）昭和五十年七月十五日（航空法（昭和二十九年法律第二百三十九号）第四十九条第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第百七条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の四第一項の規定により、当該施設の排出口の実高さを増すことができない場合にあつては、昭和五十二年三月三十一日）

7 令別表第一の三の項に掲げる焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）昭和五十一年三月三十日（航空法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四十九条第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第百七条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の四第一項の規定により、当該施設の排出

1 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一に掲げる施設（次号から第四号までに掲げる施設を除く。）昭和五十年七月十五日（航空法（昭和二十九年法律第二百三十九号）第四十九条第一項（自衛隊法（昭和二十九年法律第二百六十五号）第百七条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十六条の四第一項の規定により、当該施設の排出



八	の府令の施行の際現に設置の工事がされているものを含む。)が附属しているものを除く。)
九	熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限り、鍛接鋼管用加熱炉を除く。次項において同じ。)のうち排出ガス量が四万立方メートル以上のもの
一〇	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(うち排出ガス量が四万立方メートル未満のもの)
一一	方別表第一の七の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上の中のものに限り、エチレンの製造の用に供する分解炉及び独立過熱炉、メタノールの製造の用に供する改質炉並びにアンモニアの製造の用に供する改質炉を除く。次項において同じ。)のうち排出ガス量が四万立方メートル以上のもの
備考	方別表第三の二の備考1及び2の規定は、この表の下欄に掲げる窒素酸化物の量について準用する。この場合において、同表の備考1中「一の項」と「二の項」と、「三の項」と「四の項及び四の二の項」とあるのは「一の項及び二の項」と、「二の項、五の項及び五の二の項」とあるのは「三の項、四の項、一〇の項及び一の項」と、「三の項」とあるのは「五の項、六の項及び七の項」と、「四の項及び四の二の項」とあるのは「八の項及び九の項」とそれぞれ読み替えるものとする。

附則（昭和五年九月二八日総理府令第五〇号）抄

二 一 この府令は、公布の日から施行する。  
二 大気汚染防止法施行規則附則（以下「附則」という。）第二項の規定により第三条第一項に規定する算式中のKの値が、当分の間、地方公共団体の条例又は規則で定められている数値とされている地域に係る当該算式中のKの値は、附則第二項の規定にかかるらず、当該数値が改正後の別表第一の下欄に掲げる当該地域に係る

3 数値より小さくない場合には、それぞれ当該下欄に掲げる数値とする。  
大気汚染防止法施行規則の一部を改正する總理府令（昭和四十六年總理府令第五十九号。以下「四十六年改正府令」という。）附則第六項の規定により四十六年改正府令附則第五項又は四十九年改正府令附則第六項に規定するばい煙発生施設に適用される硫黄酸化物の排出基準に係るKの値が、改正後の別表第一の中欄に掲げる当該ばい煙発生施設が設置されている区域に係る改正後の同表の下欄に掲げる数値より小さくなっている場合においては、当該ばい煙発生施設に適用される硫黄酸化物の排出基準は、四十六年改正府令附則第五項又は四十九年改正府令附則第六項の規定にかかるらず、当該下欄に掲げる数値をKの値として第三条第一項の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

4 この府令の施行の際現にばい煙発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下同じ。）に対する改正後の別表第一及び前二項の規定は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十三条第一項に係る場合にあつては、昭和五十一年十二月二十五日（同日において次の各号に掲げる施設を設置している者に対しては、当該施設について昭和五十二年九月二十五日（同日前に工事が完了した場合にあつては、当該工事が完了した日）までは適用せず、なお從前の例による。

5 一 この府令は、昭和五十二年六月十八日から施行する。ただし、別表第三の二の改正規定中大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項に掲げるボイラ（ガスを専焼させるもの及び固体燃料を燃焼させるものを除く。）のうち排出ガス量（温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガス量）の最大量とする。（以下同じ。）が一万立方メートル未満のもの（以下「液体燃焼小型ボイラ」という。）に係る部分は、昭和五十二年九月十日から施行する。

6 二 この府令の施行の日において現に設置されている別表第三の二の規定にかかるわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一千立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とす

る。

2 1 この府令は、公布の日から施行する。

2 2 この府令の施行の際現に設置されている施設（設置の工事がされている施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかるわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一千立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

2 3 この府令の施行の日において現に設置されている附則別表第三の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかるわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一千立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

2 4 この府令の施行の日において現に設置されている附則別表第三の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、前二項に規定する施設を除く。以下この項において同じ。）に係る窒素酸化物の排出基準は、當該各号に掲げる日までは適用しない。

3 1 この府令の施行の日（液体燃焼小型ボイラにあつては、昭和五十二年九月十日。附則第六項において同じ。）において現に設置されている別表第三の二の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされているものと同一のものに限り、当該数値が改正後の別表第三の二の規定にかかるわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一千立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。ただし、同表の第二欄に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものについては、窒素酸化物の排出基準は、當該各号に掲げる日までは適用しない。

3 2 この府令の施行の日において現に設置されている別表第一の二三の項に掲げる廃棄物焼却炉（設置の工事がされているものを含む。）においては、改正後の別表第三の規定は、昭和五十四年十一月三十日までは適用しない。

3 3 この府令の施行の日（液体燃焼小型ボイラにあつては、昭和五十二年九月十日。附則第六項において同じ。）において現に設置されている別表第三の二の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、同表の二二の項に掲げる施設及び次項から附則第六項までに規定する施設を除く。）については、當該各号に掲げる日までは適用しない。

3 4 この府令の施行の日（液体燃焼小型ボイラにあつては、昭和五十二年九月十日。附則第六項において同じ。）において現に設置されている別表第三の二の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされている施設を含み、同表の一の項、二二の項及び一七の項に掲げる施設（排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに限り、当該数値が改正後の別表第三の二の規定にかかるわらず、当分の間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一千立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。ただし、同表の第二欄に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものについては、窒素酸化物の排出基準は、當該各号に掲げる日までは適用しない。

五	四	三	二	一	三	四	五
令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上ものに限る。)及び前項に掲げるものを除く。)	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限る。)及び前項に掲げるものを除く。)	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるもの以外のものに限る。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーチラジアントチャーム型加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限る。)	令別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限る。)	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるもの以外のものに限る。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるもの以外のものに限る。	令別表第一の六の項に掲げるボイラーのうち前二項に掲げるもの以外のものに限る。
以上	以上	ト	トル	一ト	センチメートル	センチメートル	センチメートル
から	から	昭和五十五年五月一日	昭和五十五年五月一日	昭和五十五年五月一日	昭和五十五年五月一日	昭和五十五年五月一日	昭和五十五年五月一日
一六〇	一六〇						



一		○一			
千熱炉ジ掲別表第一の六の項目に限る。)	立炉ア(ジ)表第一の五加ラに	ペルス量がる表第一の三の項目に	レ以上がる表第一の三の項目に	令別表第一の三の項目に	トス量がる表第一の三の項目に
上ト方四ス排	未ト方四ス排	未ト方四ス排	未ト方四ス排	未ト方四ス排	未ト方四ス排
ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出
以立ガガ	立ガガ	立ガガ	立ガガ	立ガガ	立ガガ
から年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五
メ立ま四月五十五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五
メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五
二		前鍛接鋼管用加熱炉の六の項目に			
未ト立上ト方一ス排	ルメ万上ト方四ス排	以立一斯排	满ト方一斯排	未ト立上ト方一斯排	满ト方一斯排
满ト方四ルメ万量出	未满ト方四ルメ万量出	上ト方〇以立ガガ	ルメ万量出	满ト方四ルメ万量出	未满ト方四ルメ万量出
ルメ万以立ガガ	ルメ万以立ガガ	ルメ万ガガ	未立ガガ	ルメ万以立ガガ	ルメ万以立ガガ
チ〇日年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	チ〇日年昭和二月五〇日五	チ〇日年昭和二月五〇日五
メ立か二月五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五	メ立五〇日五
メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五
六一		五一		四一	
に供する改質炉の七の項目に	アシニアの改質炉の七の項目に	方メートル以上がるもの立及び三用に	方メートル以上がるもの立及び三用に	未滿のもの立及並びに	未滿のもの立及並びに
掲別表第一の七の項目に	掲別表第一の七の項目に	メタノール過熱炉のうち、(一)の用に	メタノール過熱炉のうち、(一)の用に	エチレンの製造のうち、(前項に	エチレンの製造のうち、(前項に
を除く。)	を除く。)	供する改質炉のうち、(一)の用に	供する改質炉のうち、(一)の用に	未滿の立及並びに	未滿の立及並びに
供する改質炉のうち、(一)の用に	供する改質炉のうち、(一)の用に	エチレンの製造のうち、(前項に	エチレンの製造のうち、(前項に	量が一万立方メートルに	量が一万立方メートルに
未滿の立及並びに	未滿の立及並びに	未滿の立及並びに	未滿の立及並びに	未滿の立及並びに	未滿の立及並びに
方四ス排	满ト方四ス排	以上ト方〇量出	满ト方一斯排	上ト方四斯排	满ト方一斯排
メ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出
以立ガガ	未立ガガ	未立ガガ	未立ガガ	未立ガガ	未立ガガ
メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五
メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五
九一		八一		七一	
この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量について	改正後の別表第三の二の備考1及び2の規定は、	に令別表第一の二八の項目に	トの製造の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	の項に掲げるものを除く。)
く。(オットー型のものを除く。)	く。(オットー型のものを除く。)	令別表第一の九の項目に	令別表第一の九の項目に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に
に令別表第一の二八の項目に	に令別表第一の二八の項目に	湿式の供するもる	湿式の供するもる	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に
のを除く。)	のを除く。)	のを除く。)	のを除く。)	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に
に令別表第一の二八の項目に	に令別表第一の二八の項目に	のを除く。)	のを除く。)	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に
のを除く。)	のを除く。)	のを除く。)	のを除く。)	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に	炉の用に供する改質炉のうち、(一)の用に
満ト方一斯排	未满ト方四ルメ万量出	未立上ト方一斯排	上ト方四斯排	满ト方四斯排	未ト方四斯排
ルメ万量出	未立ガガ	ルメ万以立ガガ	ルメ万量出	ルメ万量出	ルメ万量出
メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五	メ立か年昭和二月五〇日五
メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五	メ立セ二月三十五
備考					

で準用する。この場合において、改正後の別表第三の二の備考1中「二の項及び九の項」とあらじ七の項までと、「三の項」とあるのは「六の項から九の項まで」と、「四の項」とあるのは「一〇の項」と、「五の項及び一〇の項」とあるのは「一八の項」と、「六の項から八の項まで」とあるのは「一一の項及び一二の項」と、「一一の項に掲げる施設にあつては12、一二の項に掲げる施設にあつては7」とそれぞれ読み替えるものとする。

**附 則 (昭和五四年八月二日総理府令第37号)**

1 この府令は、昭和五十四年八月十日から施行する。

2 この府令の施行の日において現に設置されている大気汚染防止法施行令(昭和四十三年政令第三百二十九号)以下「令」という)別表第一の施設(設置の工事がされているものを含む。以下同じ)のうち同表の三の項に掲げる「か」焼炉(アルミナの製造の用に供するものを除く)並びに同表の一四の項に掲げる溶鉱炉(うち鉛の精錬の用に供する鉱澤処理炉(石炭又はコークスを燃料及び還元剤として使用するものに限る)並びに溶解炉のうち銅の精錬の用に供する精製炉(アンモニアを還元剤として使用するものに限る)並びに鉛の精錬の用に供する亞鉛及びカドミウムの精錬炉(液化石油ガス又はコークス炉ガスを燃焼させるものに限る))にあつては、窒素酸化物の排出基準は昭和五十七年八月九日までは適用しない。

3 昭和五十二年六月十七日までに設置の工事が着手された令別表第一の六の項に掲げる加熱炉のうち鍛接鋼管用加熱炉、同表の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するものであつて湿式のもの及び同表の二八の項に掲げるコークス炉のうちオットー型のもの(排出ガス量(温度が零度であつて圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ)が一〇万立方メートル以上ものであつて、昭和五十年十一月十日以後に設置の工事が着手されたものを除く)並びに昭和五十二年六月十七日までに設置の工事が着手された同表の一三の項に掲げる廃棄物焼

炉(連続炉を除く)並びに同年九月九日までに設置の工事が着手された同表の一の項に掲げるボイラのうち過負荷燃焼型のもの(排出ガス量が五千立方メートル未満のものに限り、ガスを専焼せるもの及び固体燃料を燃焼させるものを除く)にあつては、当分の間、窒素酸化物の排出基準は適用しない。

4 昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月九日までの間に設置の工事が着手された附則別表第一の第二欄に掲げる施設に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第一の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

5 昭和五十一年十二月十日から昭和五十二年六月十七日までの間に設置の工事が着手された附則別表第二の第二欄に掲げる施設に係る窒素酸化物の排出基準は、改正後の別表第三の二の規定にかかわらず、当分の間、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、附則別表第二の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

6 この府令の施行の日において現に設置されるい附則別表第三の第二欄に掲げる施設(うち次の各号に掲げるものについては、窒素酸化物の排出基準は、当該各号に掲げる日までは適用しない)。

1 附則別表第三の一の項、五の項、二二の一項、二二の項及び二九の項に掲げる施設(排出ガス量が五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)、同表の八の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上一〇万立方メートル未満のものに限る)、同表の九の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る)、同表の二三の項、二八の項及び二七の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上四十万立方メートル未満のものに限る)、同表の二五の項に掲げる施設(排出ガス量が四十万立方メートル以上のもの及び五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二七の項に掲げる施設(排出ガス量が一〇万立方メートル以上四十万立方メートル未満のものに限る)。

2 附則別表第一の二の項に掲げるボイラ(排出ガス量が四万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに限る)、同表の六の項に掲げるボイラ(排出ガス量が一万立方センチメートル以上四万立方センチメートル未満のものに限る)のうち液体燃料を燃焼させるものの(前項に掲げるものを除く)。

3 附則別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立方センチメートル未満のものに限る)。

4 附則別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排出ガス量が一〇万立方センチメートル以上一百〇立方センチメートル未満のものに限る)。

5 附則別表第三の一の項から三三の項まで及び三四の項から六一の項までに掲げる施設、同表

7 前項の場合において、附則別表第三の第二欄に掲げる施設のうち次の各号に掲げるものについては、窒素酸化物の排出基準は、当該各号に掲げる日までは適用しない。  
 1 附則別表第三の一の項、五の項、二二の一項、二二の項及び二九の項に掲げる施設(排出ガス量が五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)、同表の八の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上一〇万立方メートル未満のものに限る)、同表の九の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上四十万立方メートル未満のものに限る)、同表の二三の項、二八の項及び二七の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上四十万立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二五の項に掲げる施設(排出ガス量が四十万立方メートル以上のもの及び五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二七の項に掲げる施設(排出ガス量が四十万立方メートル以上的もの及び五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)。

ト 令別表第一の二八の項に掲げるコークス炉

ハ 令別表第一の六の項に掲げる加熱炉

ニ 令別表第一の七の項に掲げる加熱炉

ホ 令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のう

ちセメントの製造の用に供するもの

ヘ 令別表第一の二三の項に掲げる廃棄物焼

却炉(排出ガス量が四万立方メートル以上

のものに限る)。

ト 令別表第一の二八の項に掲げるコーク

ス炉

ハ 令別表第一の六の項に掲げるものにつ

いては、窒素酸化物の排出基準は、当該各号に

掲げる日までは適用しない。

1 附則別表第三の一の項、五の項、二二の一

項、二二の項及び二九の項に掲げる施設(排

出ガス量が五千立方メートル以上一万立方メ

ートル未満のものに限る)、同表の八の項に

掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル

以上一〇万立方メートル未満のものに限る)。

2 同表の九の項に掲げる施設(排出ガス量が

一万立方メートル以上四十万立方メートル未

満のものに限る)、同表の二三の項に掲

げる施設(排出ガス量が四十万立方メートル

以上のもの及び五千立方メートル以上一万立方

メートル未満のものに限る)並びに同表の

二七の項に掲げる施設(排出ガス量が一〇万

立方メートル以上のもの及び五千立方メート

ル以上四万立方メートル未満のものに限る)。

3 附則別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

4 附則別表第一の六の項に掲げる加熱炉(排

出ガス量が一〇万立方センチメートル以上一

〇〇立方センチメートル未満のものに限る)。

5 附則別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

6 附則別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上五〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

7 附則別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

8 この府令の施行前にした行為に対する罰則の

口 令別表第一の三の項に掲げる焼結炉(排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る)、同表の二の項、一三の項及び二九の項に掲げる施設(排出ガス量が五千立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方メートル以上四万立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立方センチメートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立方センチメートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上五〇〇立方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十九年八月九日

この府令の施行前にした行為による。

四 附則別表第一の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

五 附則別表第三の一の項から三三の項まで及び三四の項から六一の項までに掲げる施設(排出ガ

ス量が五千立方メートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立方センチメートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立方センチメートル未満のものに限る)並びに同表の二の項に掲げる施設(排出ガス量が一万立方センチメートル以上五〇〇立方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十九年八月九日

この府令の施行前にした行為による。

六 附則別表第一の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

七 附則別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年九月三十日

この府令の施行前にした行為による。

二 附則別表第三の六の項から九の項までに掲

げる施設(排出ガス量が五千立方メートル以上一万立方メートル未満のものに限る)。

三 附別表第三の三三の項に掲げる施設

昭和五十六年三月三十一日

この府令の施行前にした行為による。

四 附則別表第三の一〇の項から一六の項ま

で、一八の項から二〇の項まで、一四の項、二六の項、三〇の項から三二の項まで及び三三の項に掲げる施設(排出ガス量が五千立方センチメートル以上一万立方センチメートル未満のものに限る)。

五 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年四月三十日

この府令の施行前にした行為による。

六 附別表第三の三三の項に掲げる施設

昭和五十五年九月三十日

この府令の施行前にした行為による。

七 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年五月三十日

この府令の施行前にした行為による。

八 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年六月三十日

この府令の施行前にした行為による。

九 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年七月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年八月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十一 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年九月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十二 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年十月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十三 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年十一月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十四 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年十二月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十五 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年一月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十六 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年二月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十七 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年三月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十八 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年四月三十日

この府令の施行前にした行為による。

十九 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上一〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年五月三十日

この府令の施行前にした行為による。

二十 附別表第三の二の項に掲げる施設(排出ガ

ス量が一万立方センチメートル以上二〇〇立

方センチメートル未満のものに限る)。

昭和五十五年六月三十日

この府令の施行前にした行為による。

二の項	一の項、五の項	三の項、四の項
4	6	1 1

この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。  
 この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

$$C = \frac{(21 - O_n)}{(21 - O_s)} \cdot C_s$$

(この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。)

ル	C 窒素酸化物の量（単位 立方センチメートル）
O <sub>n</sub>	次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

今別表第一の七の項に掲げる加熱炉（排出ガス量が一万立方メートル以上のものに限り、エチレンの製造の用に供する分解炉及び独立過熱炉並びに空気予熱器を有する排出ガス量が四万立方メートル以上一〇万立方メートル未満のメタノールの製造の用に供する改質炉を除く。）

方メー トル以 て一〇 昭和五 十五年五 月一日か ら一七	メートル 立方センチ メートル 立方センチメ ートル	方メー トル以 て一〇 昭和五 十五年五 月一日か ら一七	メートル 立方センチ メートル 立方センチメ ートル
ル未滿 万立方 メートル	ル未滿 万立方 メートル	ル未滿 万立方 メートル	ル未滿 万立方 メートル
排出ガ ス量が五 万立方メ ートル未	排出ガ ス量が五 万立方メ ートル未	排出ガ ス量が五 万立方メ ートル未	排出ガ ス量が五 万立方メ ートル未
昭和五 十七年八 月九日ま で二〇〇 〇立方セン チメートル	昭和五 十七年八 月九日ま で二〇〇 〇立方セン チメートル	昭和五 十七年八 月九日ま で二〇〇 〇立方セン チメートル	昭和五 十七年八 月九日ま で二〇〇 〇立方セン チメートル
ト ル 未	ト ル 未	ト ル 未	ト ル 未
○立方セン チメートル	○立方セン チメートル	○立方セン チメートル	○立方セン チメートル
月十日か ら一七	月十日か ら一七	月十日か ら一七	月十日か ら一七
ト ル 未	ト ル 未	ト ル 未	ト ル 未

備考	六 令別表第一の九の項に 掲げる焼成炉(セメント ト)の製造の用に供する ものであつて排出ガス 量が一〇万立方メートル 以上ものに限る。)	七 令別表第一の二八の項 に掲げるコークス炉 (排出ガス量が一〇万立 方メートル以上のもの に限る。)	八 二〇〇立方セ ンチメートル	満 トル未 方メー 四万立 ス量が ンチメートル 一五〇立方セ ンチメートル	上 トル以 排出ガ ス量が ンチメートル 一五〇立方セ ンチメートル												
<p>この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。</p> <p>この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。</p> <p><math>C_{\text{II}} = (21 - O_n) / (21 - O_s) \cdot C_s</math></p> <p>(この式において、<math>C</math>、<math>O_n</math>、<math>O_s</math>及び<math>C_s</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)  <math>O_n</math> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。</p>	<p>この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。</p> <p>この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。</p> <p><math>C_{\text{II}} = (21 - O_n) / (21 - O_s) \cdot C_s</math></p> <p>(この式において、<math>C</math>、<math>O_n</math>、<math>O_s</math>及び<math>C_s</math>は、それぞれ次の値を表すものとする。</p> <p>C 窒素酸化物の量(単位 立方センチメートル)  <math>O_n</math> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。</p>	<p>四の項</p> <table border="1"> <tr> <td>六の項</td><td>七の項</td><td>二の項、五の項</td><td>一の項</td><td>三の項</td><td>四の項</td></tr> <tr> <td>11</td><td>10</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td></tr> </table>	六の項	七の項	二の項、五の項	一の項	三の項	四の項	11	10	7	6	5	4			
六の項	七の項	二の項、五の項	一の項	三の項	四の項												
11	10	7	6	5	4												

附則別表第三		一立方メートル中の量に換算したもの（単位 立方センチメートル）	
令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち ガスを専焼させるもの	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち ガスを専焼させるもの	未トメ立五量ガ排 満ル丨方千がス出 ンチメートル	未トメ立四量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートル
上のもに限る。)の 令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのう 方式のもの	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのう ち、石炭(二キログラ ム当たりの発熱量が五 千キロカロリー以下の ものに限る。以下この 表において同じ。)を 燃焼させるものであつ て、天井バーナー燃焼	未トメ立五量ガ排 満ル丨方千がス出 ンチメートル	未トメ立四量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートル
未トメ立五量ガ排 満ル丨方千がス出 ンチメートル	未トメ立五量ガ排 満ル丨方千がス出 ンチメートル	未トメ立五量ガ排 満ル丨方千がス出 ンチメートル	未トメ立四量ガ排 満ル丨方万がス出 ンチメートル

四	五	六	七	八	九
令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの（排出ガス量が一万立方米以上の方）に限り、前二項に掲げるものを除く。
令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものの（前三項に掲げるものを除く。）
立一量ガ排 方万がス出 ンチメートル セ	満ルト方万一以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 シ四八〇立方セ	上ルト方万一量ガ排 以トメ立○がス出 シ四八〇昭和五十五年 シチメートル	満ルト方万一量ガ排 未トメ立○がス出 シ四八〇昭和五十七年 シチメートル	上ルト方万一量ガ排 以トメ立○がス出 シ四八〇昭和五十七年 シチメートル	上ルト方万一量ガ排 以トメ立○がス出 シ四八〇昭和五十七年 シチメートル

九 のを除く。 満の過負荷燃焼型のうち未量に が外のものに掲げるボイラーの一の項に 前各項に掲げるボイラーの一の項に 令別表第一の（排出ガス量が一千五百方メートル未満の過負荷燃焼型のうち未量に			
上ルト方万五量ガ排 以トメ立○がス出 シ一五昭ルセで四昭 メ〇一五メ〇三十 ト立方か五立日五 セら年ト方年	未トメ立一量ガ排 フルト方万がス出 ンチメートル 二八〇立方セ	未トメ立四以トメ立一量ガ排 ルト方万上ルト方万がス出 ンチメートル 二五〇立方セ	満ルト方万一以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 ンチメートル 二二〇立方セ

立一量ガ排 方万がス出	未トメ立四以トメ立一量ガ排 ル   方万上ル   方万がス出	満ル   方万一以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ル   方万がス出	未トメ立○上ル   方万五以トメ立○がス出
ンチメートル 二五〇立方セ	ンチメートル 二三〇立方セ	ンチメートル 一九〇立方セ	ンチメートル 一五一昭和年

一五	一四	一三	一二	一一	一〇
のもの 二項に掲げる焼結炉のうち前 のもの以外のものに限る。)の 二項に掲げる焼結炉第一の三の項に て、前項に掲げるものであつた のもの以外の項に	令別表第一の三の項に 掲げる焼結炉のうちペ レット焼成炉(ガスを 燃焼させるものに限る。) のもの	令別表第一の三の項に 掲げる焼結炉のうちペ レット焼成炉(ガスを 燃焼させるものに限る。) のもの	令別表第一の三の項に 掲げる焼結炉のうちペ レット焼成炉(ガスを 燃焼させるものに限る。) のもの	令別表第一の二の項に 掲げる施設のうち前項に するもの(天井バーなど の燃焼方式のものに限る。) のもの	令別表第一の二の項に 掲げるガス発生炉のう ち水素の製造の用に供 するもの(天井バーなど の燃焼方式のものに限 る。)
トメ立○上ル   方万がス出	上ル   方万一量ガ排 以トメ立○がス出				未トメ ル
ンチメートル 二七〇立方セ	ンチメートル 二六〇立方セ	ンチメートル 三〇〇立方セ	ンチメートル 五四〇立方セ	ンチメートル 二五〇立方セ	ンチメートル 一七〇立方セ

二〇	一九	一八	一七	一六
掲げる管用加熱炉及び前項に て除く。(鋼接鋼に限る。)	熱炉 ジアンントチャーブ型加 ラを除く。)	掲げる溶解炉(キユボ ラのうちラ)	掲げる溶鉱炉 のうちラの五の項に に供するもの	掲げる「か」 アルミナの製造の用 に供するもの
上ル   方万一量ガ排 以トメ立○がス出	未トメ立四量ガ排 ル   方万がス出	以上トメ立四量ガ排 ル   方万がス出		未トメ立一量ガ排 ル   方万がス出
ンチメートル 一五昭和年 メ〇一五メ〇十 立日十五年 方から年	ンチメートル 二月和年 チ二三十五 立方年	ンチメートル 五月昭和年 チメ〇一日 立方年	ンチメートル 二月昭和年 チメ〇三十 立方年	ンチメートル 三五〇立方セ

メ立五量ガ排 ト方千がス出	未トメ立一以トメ立五量ガ排 ル   方万上ル   方千がス出	未トメ立四以トメ立一量ガ排 ル   方万上ル   方万がス出	満ル   方万一以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ル   方万がス出
ンチメートル 二〇〇立方セ	ンチメートル 一七〇立方セ	ンチメートル 一八月昭和年 チメ〇一月 立方セら年	ンチメートル 一五月昭和年 チメ〇一月 立方セら年



四一	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの（連続炉に限る。）及びニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはシアルの誘導体を製造し若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの（排出ガス量が四万立方米未満の連続炉に限る。）	九〇〇立方メートルセ
四二	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前項に掲げるもとの以外のもの（連続炉に限る。）	二〇〇立方メートルセ
四三	令別表第一の一四の項に掲げる廃棄物焼却炉（排出ガス量が四万立方米未満の連続炉に限る。）	二〇〇立方メートルセ
四五	令別表第一の一四の項に掲げる廃棄物焼却炉（連続炉に限る。）	二〇〇立方メートルセ
四六	令別表第一の一四の項に掲げる溶鉱炉のうち亜鉛の精錬の用に供する立型蒸溜炉	一一〇立方メートルセ
四七	令別表第一の一四の項に掲げる溶鉱炉のうち亜鉛の精錬の用に供する立型蒸溜炉（連続炉に限る。）	二〇〇立方メートルセ
(C) 備考		
五〇	令別表第一の二一の項に掲げる乾燥炉	二〇〇立方メートルセ
五一	令別表第一の二二の項に掲げる反応炉	二〇〇立方メートルセ
五二	令別表第一の二三の項に掲げる溶解炉	二〇〇立方メートルセ
五三	令別表第一の二三の項に掲げる焼成炉	二〇〇立方メートルセ
五四	令別表第一の二十四の項に掲げる溶解炉	二〇〇立方メートルセ
五五	令別表第一の二十五の項に掲げる溶解炉	二〇〇立方メートルセ
五六	令別表第一の二六の項に掲げる溶解炉	二〇〇立方メートルセ
五七	令別表第一の二六の項に掲げる反射炉	二〇〇立方メートルセ
五八	令別表第一の二六の項に掲げる反応炉	二〇〇立方メートルセ
五九	令別表第一の二八の項に掲げるコークス炉（オットー型のものを除く。）	二〇〇立方メートルセ
六〇	O <sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）	18 16

On	次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。
一	この府令は、昭和五十七年六月一日から施行する。
二	この府令の施行の日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものと含む。）については、改正後の別表第二の規定は、昭和五十九年六月三十日までは適用せず、なお従前の例による。
三	この府令の施行の日において現に設置されている附則別表の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされているものを含み、昭和四十六年六月二十四日からこの府令の施行の日の前までの間に別表第五に掲げる区域において設置の工事が着手されたものを除く。）に係る改正後の別表第二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に掲げる施設については、同表の第四欄に掲げるばいじんの量は、同日から昭和六十年六月三十日まで、当該各号に定める量とする。
四	O <sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

附 則 (昭和五六年六月二五日総理府令 第四〇号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月三〇日総理府令 第四六号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五七年五月二八日総理府令 第二四号)

この府令は、公布の日から施行する。

1	この府令は、昭和五七年六月一日から施行する。
2	この府令の施行の日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものと含む。）については、改正後の別表第二の規定は、昭和五十九年六月三十日までは適用せず、なお従前の例による。
3	この府令の施行の日において現に設置されている附則別表の第二欄に掲げる施設（設置の工事がされているものを含み、昭和四十六年六月二十四日からこの府令の施行の日の前までの間に別表第五に掲げる区域において設置の工事が着手されたものを除く。）に係る改正後の別表第二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げるばいじんの量とする。ただし、次の各号に掲げる施設については、同表の第四欄に掲げるばいじんの量は、同日から昭和六十年六月三十日まで、当該各号に定める量とする。
4	O <sub>n</sub> 次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。
5	この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式（三三の二の項に掲げる施設、五六の項に掲げる溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの及び五八の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するものにあつては、C <sub>II</sub> C <sub>S</sub> ）により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。
6	この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式において、C <sub>n</sub> 、O <sub>n</sub> 、O <sub>s</sub> 及び C <sub>s</sub> は、それぞれ次の値を表すものとする。
7	(C) 窒素酸化物の量（単位 立方センチメートル）

O<sub>n</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）

一 附則別表の三の項の第二欄に掲げるボイラ（主たる燃料として低硫黄石炭を使用するものであつて、排出ガス量（温度が零度である）、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）が二〇万立方メートル以上のものに限る。

二 附則別表の六の項の第二欄に掲げる（か）焼炉のうち石油コークスの製造の用に供するものの（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）〇・二七グラム

三 この府令の施行の日において現に設置されている大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の一の項に掲げるボイラのうち石炭を燃焼させるもの（同日以後平成七年七月二日までの間一キログラム当たり発熱量二〇、九三〇・二五キログラム以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成七年七月三日以後一キログラム当たり発熱量二三、〇二三・二七五キログラム以下の石炭のみを燃焼させるものに限る。）に係る大気汚染防止法（昭和四十三年法律第十九号。以下「法」という。）第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、改正後の別表第二の規定にかかわらず、平成七年七月三日から当分の間、温度が零度であつて、圧力が一

気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、ばいじんの量〇・四五グラムとする。この場合において、当該ばいじんの量は、次式により算出されたばいじんの量とし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとし、かつ、ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均を量とする。

$$C = (15 / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

$$C_s = \text{ばいじんの量 (単位 グラム)}$$

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が

二〇パーセントを超える場合にあっては、二〇パーセントとする。）（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 日本工業規格Z八八〇八に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 グラム）

昭和四十六年六月二十四日からこの府令の施行日の前日までの間に別表第五に掲げる区域において設置の工事が着手された次の各号に掲げる施設に係る法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、昭和五十九年七月一日から、改正後の別表第二の規定にかかわらず、当該施設に係る改正前の法第三条第三項の規定によるばいじんの排出基準による許容限度又は改正後の法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準による許容限度のいずれか厳しいものとする。ただし、附則第八項及び第十項に規定する施設に係る法第三条第一項の規定によるばいじんの排出基準は、それぞれ当該各項に規定する間、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、改正前の別表第一の第二欄に掲げる施設の種類及び同表の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第五欄に掲げるばいじんの量とする。

一 改正後の別表第二の三の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル未満のものに限る。）

二 改正後の別表第二の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）

三 改正後の別表第二の一四の項及び四〇の項の第二欄に掲げる溶鉱炉（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）

四 改正後の別表第二の三一の項の第二欄に掲げる骨材乾燥炉（直接熱風乾燥炉に限る。）

五 改正後の別表第二の三二の項及び四三の項の第二欄に掲げる乾燥炉（直接熱風乾燥炉であつて、排出ガス量が四万立方メートル以上のみに限る。）

六 改正後の別表第二の二八の項及び二九の項の第二欄に掲げる転炉（燃焼型のものを除く。）

七 次に掲げる施設であつて、熱源として電気を使用するもの

口 改正後の別表第二の三二の項の第二欄に掲げる乾燥炉（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）

八 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げる溶融炉（るっぽ爐以外のものに限り、光学ガラス、電気ガラス又はプリントの製造の用に供するものにあっては、排出ガス量が四万立方メートル未満のものを除く。）に係る同表の規定の適用については、同表の備考1の式におけるO<sub>n</sub>は、昭和六十年六月三十日までは、O<sub>s</sub>と同じ値とする。

九 改正後の別表第一の三〇の項の第二欄に掲げる施設

十 改正後の別表第一の三一の項の第二欄に掲げる施設

十一 改正後の別表第二の三二の項及び四三の項の第二欄に掲げる乾燥炉

十二 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成十年総理府令第二十七号）第一条による改正前の別表第二の三六の項の第二欄に掲げる連続炉

十三 大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する総理府令（平成十年総理府令第二十七号）第一条による改正前の別表第二の三七の項の第二欄に掲げる廃棄物焼却炉

十四 改正後の別表第二の四八の項の第二欄に掲げる乾燥炉（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）

十五 改正後の別表第一の一〇の項に掲げる反応炉のうち

十六 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）

十七 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が四万立方メートル未満のものに限る。）

十八 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が四万立方メートル以上のものに限る。）

十九 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）

二十 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十一 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十二 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十三 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十四 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十五 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十六 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十七 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十八 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

二十九 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十一 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十二 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十三 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十四 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十五 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十六 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十七 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十八 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三十九 改正後の別表第一の二の項の第二欄に掲げるボイラ（排出ガス量が二〇万立方メートル以上のものに限る。）

三	二	一	十
令別表第一の二の二の項の第二欄に掲げるボイラーのうち石炭（一キログラム当たり発熱量二〇、九三〇・五グラム未満のものに限る。）	令別表第一の二の二の項の第二欄に掲げるボイラーのうち重油（一キログラム未満のものに限る。）	令別表第一の二の二の項の第二欄に掲げるボイラー（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）	改正後の別表第二の二の二の項の第二欄に掲げるボイラー（排出ガス量が一万立方メートル未満のものに限る。）
ム	ム	ム	ム
ス量が五グラム未満のものに限る。）	ス量が五グラム未満のものに限る。）	ス量が五グラム未満のものに限る。）	ス量が五グラム未満のものに限る。）
二〇〇万	二〇〇万	二〇〇万	二〇〇万
ム	ム	ム	ム
五	五	五	五
グラ	グラ	グラ	グラ

五 一 令別表第一の一の一の項に掲げる排出ガス量が一万立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。)	六 一 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が一万立方米未満のものに限る。) メートル未満のものに限る。) 七 一 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が四万立方米未満のものに限る。) 乾燥炉(排出ガス量が四万立方米未満のものに限る。) メートル以上の中のものにあつては、気流搬送型のものに限る。) メートル以上の中のものにあつては、気流搬送型のものに限る。)	八 一 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が八千立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。) 二 この府令は、昭和五十八年九月十日から施行する。 三 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項の改正規定は、昭和五十九年一月一日から施行する。	九 一 この府令は、昭和五十八年九月十日から施行する。 二 この府令の施行の日において現に設置されている次の各号に掲げる施設(設置の工事が着手されているもののみ)を含み、第四項に規定するものを除く)については、改正後の別表第三の規定は、当該各号に掲げる日までは適用せず、なお従前の例による。 一 附則第二の五の項に掲げる施設(排出ガス量(温度が零度であつて、圧力が一気圧である状態に換算した一時間当たりの排出ガス量)の規定は、前当該各号に掲げる日までは適用せず、最大量とする。(以下同じ。)が五千立方メートル未満のものに限る。)昭和五十九年八月一日
一 令別表第一の一の一の項に掲げる排出ガス量が五千立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。)	二 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が三千立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。)	三 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が一千五百立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。)	四 令別表第一の一四の項に掲げる排出ガス量が五百立方米未満のものに限る。) トル未満のものに限る。)

三 附則別表第二の二の三の項に掲げる施設及び同表の五の項に掲げる施設であつて排出ガス量が五千立方メートル以上二〇万立方メートル未満のもの（昭和六十年九月九日除く。）昭和五十九年九月九日  
昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月九日までの間に設置の工事が着手された令別表第三百二十九号。以下「令」という。別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの（前二号に掲げるものを除く。）昭和五十九年九月九日  
昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月九日までの間に設置の工事が着手された令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの（排出ガス量が五千立方メートル以上のものに限る。）に係る改正後の別表第三の一の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日から当分の間、排出ガス量が五〇万立方メートル以上の規模のものにあつては三〇〇立方センチメートル、排出ガス量が四万立方メートル以上五〇万立方メートル未満の規模のものにあつては三五〇立方センチメートル、排出ガス量が四万立方メートル未満の規模のものについては三八〇立方センチメートルとする。  
昭和四十八年八月十日から昭和五十年十二月九日までの間に設置の工事が着手された令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち再熱再生回復式自然循環型のもの（排出ガス量が五〇万立方メートル以上七〇万立方メートル未満のものであつて、最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が八三七、二一〇キロジュール毎立方メートル未満のものであつて、最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が八三七、二二〇キロジュール毎立方メートル以上七〇万立方メートル未満のものに限る。）が、この府令の施行の日から昭和五十九年十二月三十一日までの間に、固体燃料を燃焼させるもの（排出ガス量が五〇万立方メートル以上七〇万立方メートル未満のものであつて、最大連続蒸発量時の火炉熱発生率が八三七、二二〇キロジュール毎立方メートル以上七〇万立方メートル未満のものに限る。）となつた場合（変更の工事に着手された場合を含む。）にあつては、当該施設に係る改正後の別表第三の一の二の規定の適用については、前項の規定にいかわらず、同表の第四欄に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの（排出ガス量が五千立方メートル未満のもの（昭和六十年九月九日除く。）昭和五十九年九月九日

一トール以上のものに限る。)に係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日から当分の間、排出ガス量が四万立方メートル以上の規模のものにあつては三〇〇立方センチメートル、排出ガス量が四万立方メートル未満の規模のものにあつては三五〇立方センチメートルとする。

昭和五十二年六月十八日から昭和五十四年八月九日までの間に設置の工事が着手された令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるものに係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日から当分の間、排出ガス量が四万立方メートル以上の規模のものにあつては三〇〇立方センチメートル以上、排出ガス量が五千立方メートル以上、排出ガス量が四万立方メートル未満の規模のものにあつては三五〇立方センチメートル、排出ガス量が五千立方メートル、排出ガス量が五千立方センチメートルとする。

昭和五十四年八月十日からこの府令の施行の日の前日までの間に設置の工事が着手された附則別表第一の第二欄に掲げる施設に係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日から当分の間、当該施設の種類及び附則別表第一の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

この府令の施行の日において現に設置されている附則別表第二の第二欄に掲げる施設のうちの各号に掲げる他の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日(第二項第一号に掲げる施設については昭和五十九年八月十日、第二項第二号に掲げる施設については昭和六十年九月十日、附則別表第二の六の項及び七の項に掲げる施設にあつてはこの府令の施行の日)から当分の間、当該施設の種類及び附則別表第二の第三欄に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

この府令の施行の日において現に設置されている附則別表第一の第一の項に掲げる施設のうちの各号に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十九年九月十日(第二項第一号に掲げる施設については昭和五十九年八月十日、第二項第二号に掲げる施設については昭和六十年九月十日、附則別表第一の六の項及び七の項に掲げる施設にあつてはこの府令の施行の日)から当分の間、當該施設の種類及び附則別表第一の第一の項に掲げる施設に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

第三項から第七項までに規定する施設の日の前日までの間に設置の工事が着手された令別表第一の一の項に掲げるもの(うち亜鉛の精錬の用に供する亜鉛及びカドマの量である)に係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十四年八月十日からこの府令の施行の日において現に設置されている附則別表第一の第一の項に掲げる施設に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

二 昭和五十四年八月十日からこの府令の施行の日の前日までの間に設置の工事が着手された附則別表第一の第一の項に掲げる施設に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十四年八月十日から第七項までに規定する施設の日の前日までの間に設置の工事が着手された令別表第一の一の項に掲げるもの(うち亜鉛の精錬の用に供する亜鉛及びカドマの量である)に係る改正後の別表第三の二の規定の適用については、同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、昭和五十四年八月十日からこの府令の施行の日において現に設置されている附則別表第一の第一の項に掲げる施設に掲げる規模ごとに同表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量とする。



- 1 この府令は、平成三年二月一日から施行する。
- 2 大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号。以下「令」という。）別表第一の三の項に掲げるガス機関（以下「ガス機関」という。）又は同表の三二の項に掲げるガソリン機関（以下「ガソリン機関」という。）のうち専ら非常時に用いられるもの（以下「非常用施設」という。）については、第三条から第五条まで及び第七条の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 非常用施設が設置されている工場又は事業場であつて、大気汚染防止法（以下「法」という。）第五条の二第一項に規定する特定工場等（以下「特定工場等」という。）となるものの規模を定める場合における第七条の二の規定の適用については、当分の間、同条中「ばい煙発生施設」とあるのは、「ばい煙発生施設（令別表第一の三に掲げるガス機関及び同表の三二の項に掲げるガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものを除く。）」とする。
- 4 非常用施設が設置されている工場又は事業場であつて、特定工場等となるものに係る第七条の三又は第七条の四の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「ばい煙発生施設」とあるのは、「ばい煙発生施設（令別表第一の三に掲げるガス機関及び同表の三二の項に掲げるガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものを除く。）」とする。
- 5 ガス機関又はガソリン機関（非常用施設を除く。以下同じ。）が設置されている特定工場等に係る第七条の二第三項及び第七条の四第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「都道府県知事が定める日」（令別表第一のは、都道府県知事が定める日（令別表第一の三の項に掲げるガス機関又は同表の三二の項に掲げるガソリン機関にあつては、平成三年一月三十日）とする。
- 6 この府令の施行前に設置の工事が着手されたガス機関又はガソリン機関に係る改正後の別表第三の二の四九の項又は五〇の項の規定の適用については、同項の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、当分の間、二〇〇〇立方センチメートルとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、昭和六十三年二月一日前に設置の工事が着手されたガス機関又はガソリン機関については、平成五年一月三十一日までの間、改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができます。

- 1 この府令は、平成六年四月一日から施行する。
- 附 則（平成七年六月二八日総理府令第三四号）この府令は、平成七年七月三日から施行する。
- 附 則（平成八年三月一九日総理府令第七号）（施行期日）この府令は、平成七年七月三日から施行する。
- 附 則（平成八年六月二八日総理府令第三四号）この府令は、平成七年七月三日から施行する。
- 附 則（平成九年二月一〇日総理府令第五号）（施行期日）この府令は、平成九年二月一〇日から施行する。
- 附 則（平成九年二月六日総理府令第五号）（施行期日）この府令は、平成九年二月六日から施行する。
- 附 則（平成九年四月一〇日総理府令第二七号）（施行期日）この府令は、平成九年四月一〇日から施行する。
- 附 則（平成一〇年四月一〇日総理府令第二七号）（施行期日）この府令は、平成一〇年四月一〇日から施行する。

- 1 この府令は、公布の日から施行する。（様式に関する経過措置）
- 2 この府令による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第四及び様式第六、水質汚濁防止法施行規則様式第五、騒音規制法施行規則様式第六、振動規制法施行規則様式第六、湖沼水質保全特別措置法施行規則様式第四及びに特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則様式第八による届出書は、当分の間、なお従前の様式によることができる。
- 3 （罰則に関する経過措置）この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 別 則（平成八年一〇月一五日総理府令第五号）（施行期日）この府令は、公布の日から施行する。
- 附 別 則（平成九年二月六日総理府令第五号）（施行期日）この府令は、平成九年二月六日から施行する。
- 附 別 則（平成一〇年四月一〇日総理府令第二七号）（施行期日）この府令は、平成一〇年四月一〇日から施行する。

- 1 この府令は、平成十一年十月一日から施行する。
- 附 則（平成一一年三月三一日総理府令第二六号）（施行期日）この府令は、平成十一年三月三一日から施行する。
- 2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 別 則（平成一一年三月三一日総理府令第二六号）（施行期日）この府令は、平成一一年三月三一日から施行する。
- 3 三の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が一時間当たり〇・〇八キログラム以上、一時間当たり〇・一五キログラム以上、一時間当たり〇・二五キログラム以上、一時間当たり〇・四〇キログラム未満の場合は、この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 4 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）について、別表第五の二の中欄に掲げる揮発性有機化合物の量は、平成二十四年四月一日から当分の間、七〇〇立方センチメートルとする。
- 5 この省令の施行の日において現に設置されている別表第五の二の中欄に掲げる施設（設置の工事が着手されているものを含む。）に掲げる揮発性有機化合物の量は、平成二十四年四月一日から当分の間、容量が一、〇〇〇キログラム以上のものについて適用する。
- 第一条 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
- 附 別 則（平成一七年九月二〇日環境省令第二〇号）（施行期日）この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

**第二条** この省令の施行前に環境大臣が法令の規定によりした登録その他の処分又は通知その他行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「処分等」という。）は、相当の地方環境事務所長がした処分等とみなし、この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対してした申請、届出その他の行為（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。以下「申請等」という。）は、相当の地方環境事務所長に対してした申請等とみなす。

この省令の施行前に法令の規定により環境大臣に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項（この省令による改正後のそれぞれの省令の規定により地方環境事務所長に委任された権限に係るものに限る。）で、この省令の施行前にその手続がされていないものについては、これを、当該法令の規定により地方環境事務所長に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、当該法令の規定を適用する（罰則に関する経過措置）。

**第三条** この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (平成一七年一二月二一日環境省令)

この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年八月一一日環境省令 第二五号)

この省令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第五号）の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。

**附 則** (平成一九年四月二〇日環境省令 第一一号)

（施行期日）  
この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第一条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による証明書は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令により

改訂前後の様式により調製した用紙は、この省令による改正前の様式によるものとみなす。

この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令によ

る。の施行後においても当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附 則** (平成二三年八月四日環境省令第十五号)

この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防

止法の一部を改正する法律附則第一条ただし書

に規定する規定の施行の日（平成二十二年八月十日）から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオ

ルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規

定を除く。）及び同表の備考の2の改正規定

（施行期日）  
公布の日

**附 則** (平成二三年三月一六日環境省令 第三号)

この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防

止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。（様式に関する経過措置）

**第一条** この省令は、大気汚染防止法及び水質汚濁防

止法の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十一号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一七年一二月二一日環境省令 第三四号)

この省令は、平成十八年三月一日から施行す

**附 則** (平成一八年八月一一日環境省令 第二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年三月六日環境省令第

四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二五年一二月一九日環境省令 第二四号)

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

**附 則** (平成二六年五月七日環境省令第

一五号)  
この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）

**第一条** この省令は、この省令による

改訂前の様式によるものとみなす。

改訂前の様式により調製した用紙は、この省令によ

る。この省令の施行の際現に行われている特定粉じん排出等作業に係るこの省令による改正後の別表第七の規定の適用については、同表の一の項目の下欄へ及び「中「初めて」とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。

この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る第十六条の六の規定の適用については、同表同一の項目の下欄へ及び「中「初めて」とあるのは、「この省令の施行後初めて」とする。

この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

別表第三の備考の1の改正規定（「のうちオルトトリジン法又は連続分析法」を削る改正規定を除く。）及び同表の備考の2の改正規定

（施行期日）  
公布の日

**附 則** (平成二八年九月二六日環境省令 第二二号)

この省令は、大気汚染防止法の一部を改

正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。（経過措置）

**第一条** この省令は、大気汚染防止法の一部を改

正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二八年九月二六日環境省令 第二一号)

この省令の施行の日において現に設置さ

れている水銀排出施設（設置の工事が着手されているもののを含む。）に係るこの省令による改

正後の大気汚染防止法施行規則（以下「新規則」という。）第十六条の十一の規定の適用につ

いては、当分の間、附則別表第一の中欄に掲

げる水銀等の量であることとする。

この省令の施行の日において現に設置され

ている附則別表第一の七の項に掲げるセメントの

製造の用に供する焼成炉であつて、原料として使

用する石灰石一キログラム中の水銀含有量が連

続した四箇月について一月当たり平均〇・〇五

ミリグラム未満となるまでの間、一四〇マイク

ログラムとする。

この省令の施行の日において現に設置され

ている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものについて

は、同条同項の規定は、この省令の施行の日から起算して二年を経過する日（同日前に水銀排

出施設及び水銀等の処理施設に係る新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合させたための改修が完了した場合においては、当該改修が完了した日）までは適用しない。

この省令の施行の際現に施工中の解体等工事に係る特定粉じん排出等作業が当該工事の開始の日から十四日以内に行われる場合にあつては、当該作業の開始の日の十四日前までに」とあるのは、「この省令の施行後速やかに」とする。

別表第七の規定は、この省令の施行の日以降に各項の規定は、この省令の施行の日以後に掲げる施設については、当該施設に係る新規則附則第二条第一項の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは適用しない。

前各項の規定は、この省令の施行の日以後に掲げる施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原燃料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが五十パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには適用しない。

この省令の施行の日において現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則別表第一**

一 令別表第一の一つの項に掲げるボイラのうち石炭を燃焼させるボイラーの燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの

たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）

二 令別表第一の一つの項に掲げるボイラのうち石炭を燃焼させるボイラのうち石炭を燃焼させるボイラの燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）

三 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四〇マイクログラム

に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）

四 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四〇マイクログラム

に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）

五 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四〇マイクログラム

に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）

六 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四〇マイクログラム

に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）

四 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の日において現に設置されている水銀排出施設のうち新規則附則第二条第一項の規定による基準に適合しないものであつて、附則別表第二の上欄に掲げる施設については、当該施設に係る新規則附則第二条第一項の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日までは適用しない。

前各項の規定は、この省令の施行の日以後に掲げる施設の構造等の変更により、当該水銀排出施設の伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原燃料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが五十パーセント以上増加（当該水銀排出施設からの水銀排出量の増加を伴うものに限る。）したものには適用しない。

この省令の施行の日において現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

**附則別表第二**

一 令別表第一の一つの項に掲げるボイラのうち石炭を燃焼させるボイラの燃焼能力が重油換算一時間当たり一〇万リットル未満のもの（石炭を専焼させるものを除く。）

二 令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設及び一四〇マイクログラム

に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	六令別表第一の三の項から五の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	七令別表第一の九の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	八令別表第一の二三の項に掲げる施設であつて金属の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	五〇マイクログラム	五〇マイクログラム
九 廃棄物処理法施行令第六条第二項第二号ホ（2）若しくは同令第六条の五第二号チの規定により水銀を回収することとされた産業廃棄物又は水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成二十七年法律第四十二号）第二条第二項に規定する水銀含有再生資源からの水銀の回収の用に供する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	一〇〇マイクログラム	備考	一〇〇マイクログラム	一〇〇マイクログラム	一〇〇マイクログラム

4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。	附則別表第二
この省令の施行の日から廃棄物処理法第九条第	（経過措置）
起算して一年を経過する一項若しくは第五十五条第六条の六第一項の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手しないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）についても、なお従前の例による。	第一条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手しないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）についても、なお従前の例による。
第三条 第二条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手しないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）についても、なお従前の例による。	第二条 第一条の規定による改正後の大気汚染防止法施行規則第十条の四、第十六条の十六まで及び別表第七の規定は、この省令の施行の日（次項において「施行日」という。）から起算して十四日を経過する日以後に着手する解体等工事（改正法による改正前の大大気汚染防止法第十八条の十五第一項又は第二項の規定による届出がされた特定粉じん排出等作業に係る解体等工事であつて、同日前に着手しないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した解体等工事（届出がされた未着手の工事を含む。次項において同じ。）についても、なお従前の例による。
第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。	第一条 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日から施行する。
附則 第二五号	附則 第二五号
第一号 この省令は、公布の日から施行する。	第一号 この省令は、公布の日から施行する。
二号 この省令は、公布の日から施行する。	二号 この省令は、公布の日から施行する。
三号 この省令は、令和三年三月二十五日環境省令第	三号 この省令は、令和三年三月二十五日環境省令第

二 一二 第三条及び第七条の規定 令和五年十月一日	（施行期日）
（経過措置）	（施行期日）
第一号 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第一号 この省令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
附則 第二五号	附則 第二五号
第一号 この省令は、公布の日から施行する。	第一号 この省令は、公布の日から施行する。
二号 この省令は、令和三年四月一日から施行する。	二号 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
三号 この省令は、令和三年三月二十五日環境省令第	三号 この省令は、令和三年三月二十五日環境省令第

				二	令別表第三第三三号、第三五号及 第四九号、第五四号、第五八号及 び第六〇号に掲げる区域
六	五	四	三	二	令別表第三第三三号、第三五号及 第四九号、第五四号、第五八号及 び第六〇号に掲げる区域
二四号、第三三六号、第一七号、第 令別表第三第三八号、第七一 号及び第八七号に掲げる区域	令別表第三第三八号、第七一 号及び第八七号に掲げる区域	令別表第三第五号、第一八号、第 二二号及び第七九号に掲げる区域	令別表第三一号に掲げる区域	令別表第三二七号、第二九号、 第四七七号、第四八号、第五三号、 第五六号、第五九号、第六一 号、第六四号、第六六号、第六七 号、第六九号、第七四号、第七五 号、第七七号、第七八号、第八〇 号、第八五号、第八八号、第九〇 号及 び第九六号に掲げる区域	三・五
六・○	五・○	四・五	四・○		三・○

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年一月一日から施行する。

附則  
（令和五年六月二三日環境省令等）

第一条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕て使用することができる。

による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第二の六（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の  
大気污染防治法施行規則様式第三の六によるも  
のとみなす。

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。  
**（経過措置）**

(施行期日) 号

この省令の施行の際現にある旧様式による申請書類につきましては、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

備考	一六 域	一五 令別表第三第二五号の二、第四六 号の二、第六七号の二、第八一号 の二、第九〇号の二及び第九九号 の三に掲げる区域	一四 令別表第三第七号の二、第八号の 二、第九号、第一〇号、第一四号 の二、第一九号、第二〇号、第二 八号、第三〇号、第三三号、第三 六号の二、第四二号の二、第四二 号の三、第五四号の二、第五五号 の二、第六三号、第八四号の二、 第九二号の二、第九七号の二及び 第九八号に掲げる区域	一三 令別表第三第二五号、第一二号、第 三一号、第一六号、第二二号、第 五二号及び第九九号の二に掲げる区 域	一一 令別表第三第二五号、第四二号、第 四五号及び第九二号に掲げる区域	一〇 令別表第三第一四号、第三九号、第 五〇号、第五五号、第六二号、第 八九号、第九一号及び第九七号 に掲げる区域	九 令別表第三第三号、第四四号、第一 五号、第二三号、第四一号线、第七 二号、第七三号及び第八一号に掲 げる区域	八 令別表第三第一一号、第二三号の 二、第二三号の三、第四四〇号、第 六八号に掲げる区域	七 令別表第三第七号、第三三四号及 び第六八号に掲げる区域	六 七六号、第八三号、第八六号及 び第九四号に掲げる区域
	一七 令別表第三第一〇〇号に掲げる区	一四・五	一三・〇	一一・五	一〇・〇	八・七六	八・〇	七・〇	六・四二	

日本産業規格K○一〇三に定める方法により硫酸化物濃度を、日本産業規格Z八八〇一に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法

二 日本産業規格K二三〇一、日本産業規格Z二五四一一から二五四一一七まで又は日本産業規格M八八一三に定める方法により燃料の硫黄含有率を、日本産業規格Z八七六二一から八七六二一四までに定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法

三 環境大臣が定める方法

二	令別表第一の一の項に掲げるボイラのス量が排出ガス量が五グラム○五グラム○四	黒液を除く。以下この表において同じ。」を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼せるもの（五の項に掲げるものを除く。）	令別表第一の一の項に掲げるボイラのス量が排出ガス量が五グラム○五グラム○四	三
（五の項に掲げるものを除く。）	うち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼せるもの（五の項に掲げるものを除く。）	うち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼せるもの（五の項に掲げるものを除く。）	うち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼せるもの（五の項に掲げるものを除く。）	（五の項に掲げるものを除く。）
万立方以上	方四ス量出ガム	立方以上トルメガム	立方以上トルメガム	立方以上トルメガム
方二〇以	方四ス量出ガム	立方以上トルメガム	立方以上トルメガム	立方以上トルメガム
方〇以	立ガム	立ガム	立ガム	立ガム
ム	五〇・二ラム	五〇・一ラム	五〇・二ラム	五〇・一ラム
ム	五〇・二ラム	五〇・一ラム	五〇・二ラム	五〇・一ラム
ム	五〇・一ラム	五〇・一ラム	五〇・一ラム	五〇・一ラム



九二		八二		七二		六二	
の以外のもの に掲げる溶融炉の九の項		ガラス又はガラスの用に供するもの に掲げる溶融炉の九の項		繊維を含む。(ガラス又はガラスの用に供するもの に掲げる溶融炉の九の項)		令別表第一の九の項	
方四ス排出 メ万立ガ		上トルメ四ス 未立ガ		方四ス排出 メ万立ガ		方四ス排出 メ万立ガ	
ム〇〇 グ・ ラニ グ〇 ラム 一〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 五〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 五〇	
四三		三三		二三		一三	
の製造の用に供するもの 及びカーバイドを除前の く。項用う項令別表第一の に掲げる金鉄の製造炉の一 の用に供するもの製造炉の 限セのの		する。ント以上が四鐵の の製造の用に供するもの に供するものに限セのの		の以外のもの に掲げる乾燥炉の一 の骨材乾燥炉		令別表第一の一の に掲げる乾燥炉の一 の骨材乾燥炉	
方四ス排出 メ万立ガ		上トルメ四ス 未立ガ		方四ス排出 メ万立ガ		方四ス排出 メ万立ガ	
ム五〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇		ム〇〇 グ・ ラ二 グ〇 ラム 一〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 二〇	
八三		七三		六三		五三	
項に掲げる焼焼炉 の一四の		削除		却炉		令別表第一の一三の に掲げる廃棄物焼 の二二の	
方四ス排出 メ万立ガ		上トルメ四ス 未立ガ		未グ〇、たり時間力 満ラキ〇、たり時間が ムロ〇、二當能		以グ〇、たり時間力 上ラキ〇、たり時間が ムロ〇、四當能	
ム五〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 五〇		ム五〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 一五		ム〇〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇	
六四		五四		三四		二四	
項令別表第一の二二の に掲げる焼成炉		項令別表第一の二〇の に掲げる反応炉		項令別表第一の一八の に掲げる乾燥炉		項令別表第一の一四の に掲げる溶解炉	
		満トル未 方四斯 立ガ		満トル未 方四斯 立ガ		満トル未 方四斯 立ガ	
ム五〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 八〇		ム〇〇 グ・ ラ三 グ〇 ラム 三〇		ム五〇 グ・ ラ二 グ〇 ラム 一〇		ム五〇 グ・ ラ一 グ〇 ラム 一〇	

四	三	二	一
素 化 水 及 珪 素 弗 化 素 弗 素 素 鹽 化 水	塩 素	塩 素	塩 素
令別表第一の一六の三〇ミリグラムを 項から一九の項までラムに掲げる施設	令別表第一の一六の八〇ミリグラムを 項から一九の項までラムに掲げる施設	令別表第一の一六の八〇ミリグラムを 項から一九の項までラムに掲げる施設	は炭酸カルミウムを 使用するものに限る。 。の用に供するも の並びに一四の項及 び一五の項に掲げる 施設
令別表第一の九の項 に掲げる施設のうち ガラス又はガラス製 品の製造（原料とし てほたる石又は珪素 化ナトリウムを使用 するものに限る。）の 用に供するもの、 二一の項に掲げる反 応施設（過磷酸石灰 又は重過磷酸石灰の 製造の用に供するも のを除く。）、濃縮施 設及び溶解炉（磷酸 質肥料の製造の用に 供するものを除く。） 並びに一二の項及び 二三の項に掲げる施	令別表第一の九の項 に掲げる施設のうち ガラス又はガラス製 品の製造（原料とし てほたる石又は珪素 化ナトリウムを使用 するものに限る。）の 用に供するもの、 二一の項に掲げる反 応施設（過磷酸石灰 又は重過磷酸石灰の 製造の用に供するも のを除く。）、濃縮施 設及び溶解炉（磷酸 質肥料の製造の用に 供するものを除く。） 並びに一二の項及び 二三の項に掲げる施	令別表第一の九の項 に掲げる施設のうち ガラス又はガラス製 品の製造（原料とし てほたる石又は珪素 化ナトリウムを使用 するものに限る。）の 用に供するもの、 二一の項に掲げる反 応施設（過磷酸石灰 又は重過磷酸石灰の 製造の用に供するも のを除く。）、濃縮施 設及び溶解炉（磷酸 質肥料の製造の用に 供するものを除く。） 並びに一二の項及び 二三の項に掲げる施	は炭酸カルミウムを 使用するものに限る。 。の用に供するも の並びに一四の項及 び一五の項に掲げる 施設
令別表第一の二〇の 項に掲げる電解炉 設 令別表第一の二〇の 項に掲げる電解炉 設 令別表第一の二〇の 項に掲げる反応施設 設 （過磷酸石灰又は重 過磷酸石灰の製造の 用に供するものに限 る。）及び溶解炉（磷 酸質肥料の製造の用 に供するものに限 る。）うち電気炉（燃 料の製造の用に供 するものに限る。）	（三・〇） ミリグラム ラム	（三・〇） ミリグラム ラム	（三・〇） ミリグラム ラム

備考 C II (9 / (2 1 - O s) · C s (この式において、C、O s 及び C s は、それ れ次の値を表すものとする。)	五	
	鉛及び その化 合物	五 の用に供するものに 限る。)
	ガラス又はガラス製 品の製造(原料とし て酸化鉛を使用する ものに限る。)の用 に供するもの	令別表第一の二の 二〇ミリグ ラム
	ガラス又はガラス製 品の製造(原料とし て酸化鉛を使用する ものに限る。)の用 に供するもの	二〇ミリグ ラム
	ガラス又はガラス製 品の製造(原料とし て酸化鉛を使用する ものに限る。)の用 に供するもの	二〇ミリグ ラム

一 別表第三の二 (第五条関係) 立四以トメ立一量ガ排 方万上ルト方万がス出 チメートル 一三〇立方セン	一 別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち ガスを専焼させるもの の量である。	
	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち ガスを専焼させるもの の量である。	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち ガスを専焼させるもの の量である。
立四以トメ立一量ガ排 方万上ルト方万がス出 チメートル 一三〇立方セン	上ルト方万五以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一〇〇立方セン	解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口か ら排出される場合の当該排出口における有害物 質の量である。
立四以トメ立一量ガ排 方万上ルト方万がス出 チメートル 一三〇立方セン	上ルト方万五以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一〇〇立方セン	4 有害物質の量が著しく変動する施設にあつ ては、一工程の平均の量とする。
立四以トメ立一量ガ排 方万上ルト方万がス出 チメートル 一三〇立方セン	上ルト方万五以トメ立四量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一〇〇立方セン	3 第四欄の( )内の数値は、有害物質が電 解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口か ら排出される場合の当該排出口における有害物 質の量である。

二の二 令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 伝熱面積が一〇平方メ ートル未満のものであ れ	二 令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 固体燃料を燃焼させら るもの(次項に掲げる ものを除く。)	
	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 固体燃料を燃焼させら るもの(次項に掲げる ものを除く。)	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 固体燃料を燃焼させら るもの(次項に掲げる ものを除く。)
未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン
未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン
未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万七以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン

五 四 令別表第一の二の項に 掲げる施設	三 令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 前各項に掲げるもの以 外のもの	
	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 前各項に掲げるもの以 外のもの	令別表第一の一の項に 掲げるボイラーのうち 前各項に掲げるもの以 外のもの
未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン
未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン
未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	上ルト方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン	未トメ立一量ガ排 方万五以トメ立一量ガ排 未トメ立○上ルト方万がス出 チメートル 一五〇立方セン



この表の第四欄に掲げる窒素酸化物の量は、二九の項から二一の項までに掲げる施設のうち鉛酸素を用いて燃焼を行うものにあつては第二号に掲げる式により、四二の項に掲げる溶解炬のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、四四の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物又は硝酸鉛の製造の用に供するもの及び四五の項に掲げる施設にあつては第二号に掲げる式により、他の施設にあつては第三号に掲げる式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設があつては、一工程の平均の量とする。

$$s \cdot \left( \frac{1}{4} \right)$$

$$s \cdot C_{\text{II}} \left( \frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_n \right) / \left( \frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_s \right) \cdot C_s$$

$$C_{\text{III}} \left( \frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_n \right) / \left( \frac{2}{2} \frac{1}{1} - O_s \right) \cdot C_s$$

(これらの式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

四九の項、五〇の項	二の三の項、三の項	二の項、二の二の項、一四の項、二三の項、三五の項、四四の項	二の項、二の二の項、一三の項、二三の項、三三の項、四四の項	一の項、一〇の項、一一の項、一二の項、一〇の項、一一の項、一二の項	七の項、一七の項、一六の項、一五の項、一四の項、一三の項、一二の項	九の項、二五の項、二六の項、二七の項、三二の項、三三の項、四〇の項、四一の項、四二の項、四八の項	一五の項、一四の項、一三の項、二二の項、二一の項、二九の項、三一の項、三六の項、三七の項、三四の項、二〇の項、二四の項、二七の項、一八の項	O s 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が一〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位：百分率）
18	16	15	14	13	12	8	7	C s 日本産業規格K(一〇四)に定める方法で測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であるて圧力が一気圧の状態における排出ガスの量に換算したもの（單位：立方メートル）

に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの、二四の項に掲げる溶解炉の用に供する施設のうち鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含まない）の用に供するもの並びにダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第一の三の項に掲げる施設（専ら煙銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）

解ら金精項と租一年束ののも鉛の

別表第三の三（第五条の二、第十六条の十八関係）



八 令別表第一の二の六の項に掲げ る乾燥施設	九 令別表第一の二の七の項に掲げ る乾燥施設	十 令別表第一の二の八の項に掲げ る洗浄施設	十一 令別表第一の二の九の項に掲げ る貯蔵タンク
四〇〇立方セ ンチメートル	七〇〇立方セ ンチメートル	六〇〇立方セ ンチメートル	一ト 立方センチメ ートル

十二 令別表第一の二の十の項に掲げ る施設	十三 令別表第一の二の十一の項に掲げ る施設	十四 令別表第一の二の十二の項に掲げ る施設	十五 令別表第一の二の十三の項に掲げ る施設
二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	三 散水設備によつて散水が行われていること。	四 防じんカバーでおおわれていること。

十六 令別表第一の二の十四の項に掲げ る施設	十七 令別表第一の二の十五の項に掲げ る施設	十八 令別表第一の二の十六の項に掲げ る施設	十九 令別表第一の二の十七の項に掲げ る施設
二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	三 散水設備によつて散水が行われていること。	四 防じんカバーでおおわれていること。

二十 令別表第一の二の十八の項に掲げ る施設	二十一 令別表第一の二の十九の項に掲げ る施設	二十二 令別表第一の二の二十の項に掲げ る施設	二十三 令別表第一の二の二十一の項に掲げ る施設
二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	二 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。	三 散水設備によつて散水が行われていること。	四 防じんカバーでおおわれていること。

四 令第三条の四	<p>第一次に掲げる作業の対象となる建築物等に有する成形板その他の建築材料をうち、石綿を含む成形板を含む特定建築材料等及び石綿を含む特定建築材料等から取り外すこと。</p> <p>二号又は第二号の方法により特定建築材料を除去すること。</p> <p>（吹付け石綿、石綿含有成形板等）を除く。この項目に規定するものと同一の下欄においてく。」を除去することが技術上の「石綿含有成形板等」という。この項目に掲げる作業に除去する作業該当するものとして行う作業（一）の項から三の性質上適しないときは、除の項まで及び次項に掲げるものにより湿潤化すること。</p> <p>（二）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは、令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>（3）特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
五 令第三条の四第 一号に掲げる作 業のうち、人が 立ち入ることが すること。	<p>第一次に掲げる作業の対象となる建築物等に有する成形板その他の建築材料をうち、石綿を含む成形板を含む特定建築材料等及び石綿を含む特定建築材料等から取り外すこと。</p> <p>二号又は第二号の方法により特定建築材料を除去すること。</p> <p>（吹付け石綿、石綿含有成形板等）を除く。この項目に規定するものと同一の下欄においてく。」を除去することが技術上の「石綿含有成形板等」という。この項目に掲げる作業に除去する作業該当するものとして行う作業（一）の項から三の性質上適しないときは、除の項まで及び次項に掲げるものにより湿潤化すること。</p> <p>（二）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なときは、令第三条の四第二号に掲げる作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>（1）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p> <p>（2）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>（3）特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

<p>危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去するこれが著しく困難な作業</p>	<p>六 二号に掲げる作業のうち、吹付業等に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行ふか、又はこれらと同様に特定建築材料を書き落とし、切断又は破碎により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方で除去する場合は二の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>イ 特定建築材料を書き落とし、切断又は破碎により除去する場合は二の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方で除去する場合は二の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行ふ場合は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、同一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合にはおいて、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行ふ」とあるのは「囲い込み等を行ふ」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>
--	---

樣式第  
1

- ① 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- ② 規約の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の中欄に掲げる施設の当該柱欄に規定する項目について記載すること。
- ③ はいが発生施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記し、「右の図は、( )の構造概要図である」と記入すること。

9062

参考文献

- 1) 原田利典著「政治小説の歴史」(講談社学術文庫別冊合併第4号)の欄外記載にあたつては、直訳と大きな誤りがある箇所を指摘しておきたい。
- 2) 例が挙げられるのは、『黒幕』について、黒幕事件でかつて「左近の死」(左近の死)の項において、「黒幕事件」、つまりに書くと、「左近の死」については、前半段落においては「左近の死」という表現が用いられており、それでは誤算したものです。
- 3) 『左近の死』の題名は、左近の死を意味する「左近の死」の「左近」の「左近」です。
- 4) 『左近の死』の題名は、黒幕事件の「左近の死」とすることです。
- 5) 参考書の事例は、『黒幕』(理研出版)に習ったのであるが、左近について、左近の死について、左近の死の原因についてなど、左近の死の問題を扱った参考書は、必ずしも「左近の死」の「左近」の「左近」です。たゞ、カタカナ表記で「左近」を「ラモン」と表記する参考書は、左近の死の「左近」の「左近」ではないことは、常識又は実常(なら非常)において用いられるものを使う、との別を明らかにすることです。

S1863

No.1	
申出者	度(度±n)
1 設置運営の場合は、春子年半度定期及び使用開始年半度の間に、使用開始の場合は翌年半度の間に、要更換の場合は設置後年半度に、春子年半度定期及び使用開始年半度の間に、それを記載すること。	
2 領域ごと及く規制する場合、その区域の範囲を明確かつて圧力が1気圧の状態(標準の状態)における燃焼速度(流量)、いはゆる、(1)における、いはゆる燃費率(燃費率)における燃費率(燃費率)を示すことを、(2)における、いはゆる燃費率(燃費率)における燃費率(燃費率)を示すことを、(3)は、燃費率(燃費率)の値とするること。	
3 被認定された輸出の高さは、大気汚染防除技術規則第3条第2項の規定に従うこと。	
4 被認定された輸出の高さは、大気汚染防除技術規則第3条第2項の規定に従うこと。	5 被認定すること。



参考 1 放置運転の場合には予手定年月日及び使用開始日を予定年月の欄に、使用開始の場合は設置年月日の欄に、要修理等の場合は設置年月日、予手定年月日及び後回送始定期は予定年月の欄に、それれ記載すること。  
2 参考事項の欄には、ガイド車の走行する仰角度、ガイド車の軸条の幅等について記載すること。  
3 一般般 こん発生施設及び一般般 こんの燃焼又は防止のための装置(フードを含む)構造とその主要な部品を記入した概要図を添付すること。

**備考** ① 政府支出の場合には着手予定期日月及び使用開始予定期年月日の間に、使用延滞の場合は着手予定期年の間に、変更実施の場合は着手予定期月月の間に、その旨記載すること。  
② 年度別に着手予定期月月の間に、その旨記載すること。  
③ 年度別に着手予定期月月の間に、その旨記載すること。  
④ 年度別に着手予定期月月の間に、その旨記載すること。  
⑤ 一般行政上手続及び公的機関の行政防災上の措置の構造とそれを定めた方針を記載すること。  
⑥ 改善を列入した監査報告書を記載すること。

の 他	方	法
備考 1 設置届出の場合には着手予定期月日及び使用開始予定期月日の間に、使用開始の場合は設置予定期月の欄に、変更届出の場合には設置予定期月日、着手予定期月日及び使用開始予定期月の欄に、それと記載すること。		
2	他の欄には、飲水等と同様以上の黒墨を有する措置について記載すること。	
3	一般粉尘之発生施設及び一般粉尘之処理又は防止のための設置(フード等)	

備考 1 設置届出の場合には着手予定期月日及び使用開始予定期月日の欄に、使用開始の場合は設置予定期月の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定期月及び使用開始予定期月の欄に、それと記載すること。  
 2 他の欄には、飲水等と同様以上の結果を有する措置について記載すること。  
 3 一概的・一般的な規則等で既に定められたもの、規則等で定めたものの範囲内に同一の事項が複数ある場合に同一の規則等を複数回記載する場合は、規則等の記載欄に記載すること。



- 4 集じん機の維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機の左右の交換頻度等を記載すること。

5 飲料水の欄には、飲水量、飲水時間、飲水の実施頻度等を記載すること。

6 健康管理の欄には、健診回数、健診回の回数別割合、健診等の結果を記載すること。

7 参考事項の欄には、吸収装置で處理される特殊粉じんの保管及び処理方法等を記載すること。

8 特殊粉じんの理屈論理は特殊粉じんの防護目的の説明を付けるための図表(フードを含む。)の構成とその必要箇を記した説明欄を付けること。

様式第三の三

削除

く運営の実施機関の登録を記載し、一定の運営機関が運営機関登録書及び特定運営機関合意書の提出により、運営機関登録書と同様に公的機関の力を借りて有するものと見做される場合、そのに該当する場合は、この規定に付する。これは、所が公的機関の事務を委託する場合。

3. 事業運営の基盤や実施運営の基盤には、少なくとも場合の運営の範囲内、施設の体制のうち、となる運営機関に用いられている一定の運営機関のうちについて該運営機関に付すること。

4. 事業運営の基盤や実施運営の基盤には、少なくとも場合の運営の範囲内、施設の体制のうち、運営機関に該当するものとして、大規模な施設を除くにこだわらずに運営機関に付すること。

5. 特定運営機関に該当しない場合の運営の範囲に属する、該運営機関の運営の範囲に付すこと。

6. 運営機関は、既存の施設の運営に付すこと。

7. 運営機関は、既存の施設の運営に付すること。



備考 1 水銀量等について、濃度を「度」かつ「%」が圧力と状態(この中において「準状態」)という、における濃度には、水銀濃度については、標準状態における排出ガス立場モル比の量に、それぞれ換算したものとする。

2 水銀濃度は、競合する元素とし、平常時の目的的な濃度を記載すること。

3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度をすること。

4 多数事項の中には、水銀等の排出物に著しい変動のある濃度についての一工程の出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために関する法規等を記載すること。

の「政治的危機」(じんけい)等)に備え、記録すること。

2) 政府選出議員は必ず年次予算と併せて使用権の確認書を提出する。これは毎年1月の「定期監査報告書」(定期監査報告書)に記載する年次予算と、年次予算と合致するか否かを確認するもの。

3) 排出する資本については、本来は専ら「支払方法による財政の状況」(この二つにはてて「現状」という)、に沿うれば、水道事業については、構成状況における排出金立会の実績額などを示すもので、それと併せて、その現状を示すもの。

4) 水道事業の施設の改修工事の費用は、必ず年次予算に記入した要領を認めた上、たゞして現行規則第20条によりて受理手續の旨を付ける場合であつて、地方執務委員事務所は、たゞして現行規則第20条に規定する市長が認めた旨を記載し税額及び税負担額を記入すること。

5) 水道事業の施設の改修工事の費用は、必ず年次予算に記入した要領を認めた上、たゞして現行規則第20条によりて受理手續の旨を付ける場合であつて、地方執務委員事務所は、たゞして現行規則第20条に規定する市長が認めた旨を記載し税額及び税負担額を記入すること。

樣式第4

備考 ① 実印の欄には、記載しないこと。  
② 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
③ ばい煙発生地図、掲示用に機会合わせて提出地図、一般粉じん発生地図、特定粉じん発生地図又は水鉢排水出地図の別欄は、該当するものを全てを記載すること。

株式会社	
使用禁止者書	
年 月 日	
都道府県名 市 長 職	提出者 氏名又は法人名と印字して記入 （提出者の氏名又は法人名と印字して記入）
提出書類の種別とその代用の氏名	
（1）被用者名 一概称ごと年生産量 （2）被用者名 工 種 又 是 事 業 場 の 本 种 工 種 又 是 事 業 場 の 所 在 地	
被用者名 被用者名	新規使用年月日 新規使用年月日
被用場所 被用場所 被用場所 被用場所	年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日

備考 ① 地図の欄には、記載しないこと。  
② 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
③ ばく発性発生施設、探査性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設は水銀排出施設の別の欄は、該当するものを全てを記載すること。

樣式第5



様式第702

測定部位 測定期間	測定期間	測定期日付及び時刻 (測定期始→終了時刻)		備考
		日付	時刻	
全水温	( $\Delta t = 6^{\circ}\text{C}$ )			
表层水温	( $\Delta t = 6^{\circ}\text{C}$ )			
底水温	( $\Delta t = 6^{\circ}\text{C}$ )			
無効潜伏期	(%)			
枯水期	( $\Delta t = 6^{\circ}\text{C}$ )			
伏流水温	( $\Delta t = 6^{\circ}\text{C}$ )			
涌浪潜伏期	(%)			

参考書  
 1 全部が既に日本語と英語と和歌の字幕の三つに翻訳されている。最後は音楽度で  
 あつてKPIが気分の状態における掛け声<sup>スルカタマ</sup>までの量で構成もした  
 とある。  
 2 Cef工場では音楽度の高い曲として昔から使われた歌謡を、Cの歌には別名  
 の歌謡曲として「ぱくぱく」としてこれまで歌はれてきた歌謡をも。  
 3 フガイ秋田民謡は日本式に耳聴しても在りする有田の歌謡及びその合奏曲の総称で  
 あり、秋田民謡は日本式の秋田民謡に含まれる有田歌謡及びその合奏曲の総称で  
 ある。ガラガラ秋田民謡は秋田民謡の音楽を測る時、同じ立派な木を植えたり屋根に  
 葉張らる。

4 銀河鉄道の夜には、測定を行った時の掛け声<sup>スルカタマ</sup>の濃度を記載すること。

様式第8		表
		12月用
大気汚染防止法第26条第3項の規定による申分認明書		
写		署名及び氏名
裏		年 月 日生
		年 月 日發行
		年 月 日領り有効
産業大臣 郵便局長監印		印
郵便局長監印		
由		由